



平成24年5月15日発行
平成24年7月10日更新

平成24年度版 農業施策利用ガイドブック



鳥取県農林水産部

農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ	
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体 (任意組織・農協)	市町村	商工業者等				
新規就農	体験・研修	研修したい	県	鳥取へJU!アグリスタート研修支援事業	○					(財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として雇用した場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	1	
		自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】		○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7599	2
	資金的に応援してほしい		国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(準備型)】		○				新規就農希望者(45歳未満)が県の指定する研修期間でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26)7276	3	
			国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(開始型)】		○				新規就農者(45歳未満)に対して最長5年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26)7276	4	
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】		○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7599	5	
	雇用		新規に従業員を雇用したい	国・県	鳥取県版農の雇用支援事業【新規就農者早期育成支援事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行った場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26)7599	6
		県		鳥取県版農の雇用支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】					○	県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行った場合、研修経費を1年間助成。	経営支援課 0857(26)7599	7	
		他産業と組み合わせて雇用したい	県	鳥取県版農の雇用支援事業【農林水産コラボ研修支援事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7599	8	
	果樹	梨	新品種を導入したい	国・県	次世代鳥取梨ブランド創出事業	○	○	○			農協や生産組織、認定農業者等が梨新品種を導入する場合、導入に係る経費や出荷に係る経費等の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7414	9
			二十世紀梨の出荷時期を遅らせたい	県	鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業			○			農協や生産組織が8月下旬から9月下旬までの間に卸売市場へ出荷した二十世紀梨の販売単価が2,750円/ケースを下回った場合、差額単価の一部を補填。	生産振興課 0857(26)7414	11
果樹全般(梨含む)		改植したい、果樹棚や防除機械を導入したい	国・県	やらいや果樹王国復権事業	○	○	○			「やらいや果樹園」として登録した果樹園において、農協や生産組織、認定農業者等が果樹優良品種を導入する場合、導入に係る経費等の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7414	13	
		改植したい、園地整備したい	国	果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業	○	○				産地計画に掲げた担い手が同計画で定められた果樹品目又は品種への改植を行う場合、改植に係る経費等の一部を助成し、その面積に応じて交付金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	15	

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体（任意組織・農協）	市町村	商工業者等			
野菜	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	16
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	17
	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業					○	作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	生産振興課 0857(26)7282	18
米	販売促進	販売促進に取り組みたい	県	鳥取県産米販売促進支援事業【こだわりの米づくり支援事業】	○		○			農業法人や農家3戸以上で構成される組織が特徴ある米づくりの取組における技術確立、販売促進等の活動を行う場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7283	19
花	新品種導入	新品種・新技術を導入したい	県	フラワーチャレンジバックアップ事業					○	3戸以上で構成されるグループが新規花き品目の生産や新技術導入に取り組む場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7282	20
水田営農	集落営農	機械・施設を取得したい	県	次世代につなぐ農業バックアップ事業					○	小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などを支援。	経営支援課 0857(26)7258	21
	戸別所得補償	戸別所得補償	国	農業者戸別所得補償制度	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	生産振興課 0857(26)7280	22
地域農業	農地集積	担い手へ農地を任せたい	国	戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金交付事業）					○	地域の担い手へ農地集積するため、農地の出し手に対して協力金を交付。	経営支援課 0857(26)7269	24
	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村や農協等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農政課 0857(26)7589	25
担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○			農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン（営農計画）の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農政課 0857(26)7589	26
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	アグリビジネス企業参入総合支援事業	○	○				企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7258	27
6次産業化	農家の取り組み	機械・施設を取得したい	県	とっとり発！6次産業化総合支援事業【農家が取り組む6次産業化推進事業】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化や農商工連携の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農政課 0857(26)7589	28

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部署名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体（任意組織・農協）	市町村			
6次産業化	食品加工業者の取り組み	機械・施設を取得したい	県	とっとり発！6次産業化総合支援事業【農商工連携施設整備事業】					食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	農政課 0857(26) 7589	29
販路拡大	直売所等への出荷	機械・施設を取得したい	県	食のみやこ直売ビジネスモデル支援事業		○	○		農業者等が直売等市場外流通の販売額を向上させる目的で商品開発や販路開拓等を行い、又は生産や商品づくり等に係る機器を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7272	30
	販路開拓・消費拡大	県外試食宣伝や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業				○	農協や農業者等のグループが県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会に必要な経費に対して助成	市場開拓課 0857(26) 7963	31
他産業との連携	農商工連携	研究開発や販路開拓したい	国・県	鳥取県農商工連携促進ファンド事業	○	○	○		農林漁業者と中小企業者等が連携して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行い、又は農協等がそれら取組を支援する取組を行う場合、必要な経費の一部又は全部を助成。	新事業開拓室 0857(26) 7243	32
	農商工連携	研究開発や販路開拓したい	県	農商工連携研究開発支援事業	○	○	○		農林漁業者と中小企業者等が連携し、又は連携する意志を持って研究開発に必要な基礎的調査・情報収集・開発検討等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	新事業開拓室 0857(26) 7243	33
	地域資源	研究開発や販路開拓したい	国・県	次世代・地域資源産業育成事業	○	○	○		中小企業者や農事組合法人等が本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	新事業開拓室 0857(26) 7243	34
	農医連携	研究開発や販路開拓したい	県	農医協働連携事業化補助金	○	○	○		農業生産者と医療関係者が連携して機能的農産物等の商品開発や販路開拓、役務の提供等の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	産学金官連携室 0857(26) 7242	35
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物支援事業	○	○			有機認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者が農産物の有機的管理で使用する機器の購入やイベント等で消費者交流及び県外市場調査を行う場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7649	36
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支援対策事業	○	○	○		販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	37
葉たばこ転換	葉たばこ転換	機械・施設を取得したい	県	平成24年度鳥取県葉たばこ耕作農家品目転換支援事業	○	○	○		農協や生産者集団、葉たばこ廃作農家が品目転換して営農を継続する目的で農業機械等を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7272	38
共同施設	共同利用施設	共同利用施設を整備したい	国	強い農業づくり交付金【産地競争力の強化】				○	農協等が農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するために共同利用施設整備を行う場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7282	39

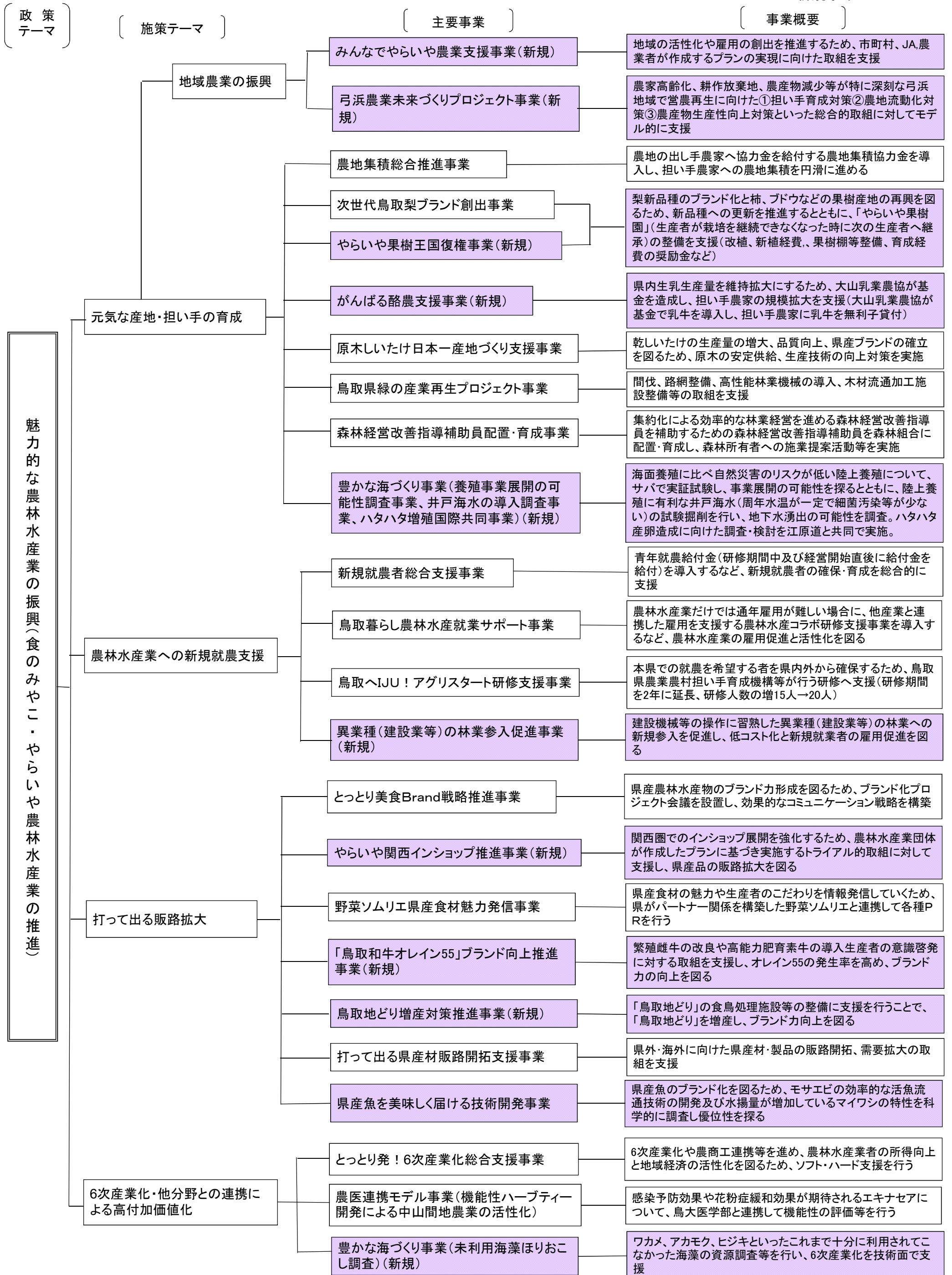
支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体（任意組織・農協）	市町村	商工業者等			
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金			○	○	市町村や農協等が地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備を行う場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7295	40	
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○		○	○	市町村や農協等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策（侵入防止柵等の設置）や個体数を減らす対策（捕獲等）を行う場合、必要な経費等を助成。	生産振興課 0857(26) 7295	41	
災害対策	農作物災害	農作物の被災等のため、運転資金等が借りたい	県	果樹等経営安定資金利子助成事業	○	○			果樹、野菜、花き類及び工芸作物（そば等）を栽培している農家が災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた場合、農協等が貸し出す経営安定資金の利子を助成。	生産振興課 0857(26) 7414	42	
	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業	○	○			暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7325	43	
耕作放棄地対策	農地再生	耕作放棄地を再生したい	国・県	耕作放棄地再生推進事業			○		農業者等が耕作放棄地の再生作業（障害物除去、整地等）を行う場合、定額又はかかる経費の一部を助成。	経営支援課 0857(26) 7258	44	
	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	45	
畜産	酪農	自給飼料の生産を拡大したい	国	産地活性化総合対策事業のうち自給率向上重点対策事業【飼料生産拠点育成地区事業】			○		5戸以上の農家が作業面積を20ha以上拡大若しくは自給飼料を広域流通（30km以上）させることを目的として生産技術の向上や人材育成を行い、施設の整備、機械導入（リース）を行う場合、必要な経費の一部を助成。	畜産課 0857(26) 7291	46	
		環境負荷を軽減したい	国	酪農環境負荷軽減支援事業	○	○			酪農家等が耕畜連携や放牧の実施、リビングマルチの導入等の環境負荷軽減に配慮した取組を行う場合、取組面積に応じて奨励金を交付。	畜産課 0857(26) 7291	47	
		暑熱対策に取り組みたい	県	酪農飼養環境改善対策支援事業	○	○			県内酪農家が暑熱対策に取り組む場合、送風装置等を一定期間貸し付け、期間終了後に送風装置等を譲渡し、その際の施設整備に係る経費の一部を助成。	畜産課 0857(26) 7291	48	
		増頭したい	県	がんばる酪農支援事業【乳牛緊急増頭事業】	○	○	○		県内生乳生産量を維持拡大するため、大山乳業農協が基金を造成し、担い手農家の規模拡大を支援。（大山乳業農協が基金で乳牛を導入し、担い手農家に乳牛を無利子貸付）	畜産課 0857(26) 7291	49	
和牛		全共出品を支援してほしい	県	第10回全共出品対策事業	○	○	○		第10回全国和牛能力共進会で優秀な成績を収めることを目標に、協議会等の活動費や講習回答の経費などを助成する。	畜産課 0857(26) 7290	50	
		オレイン55を増やしたい	県	「鳥取和牛オレイン55」ブランド向上推進事業	○	○			畜産農家がオレイン酸能力の高い雌牛や肥育素牛を導入する場合、導入経費の一部を助成。	畜産課 0857(26) 7290	51	

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部署名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体（任意組織・農協）	市町村			
畜産	和牛	増頭のため牛舎等がほしい	県	和牛増頭対策推進事業	○	○	○		和牛の増頭や新規に繁殖和牛経営をはじめめる場合、牛舎等の整備に助成し、また受精卵移植への助成等を行い、和牛経営体質強化を図る。	畜産課 0857(26) 7290	52
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○			牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者（大企業は除く）に対し、補填金を交付。【基金】	畜産課 0857(26) 7290	53
		肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定対策事業	○	○			肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期別）が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人（大企業は除く）に対し、補給金を交付。	畜産課 0857(26) 7290	54
	地どり	機械・施設を取得したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	○	○			鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	畜産課 0857(26) 7831	55
	豚	枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	養豚経営安定対策事業	○	○			豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者（大企業は除く）に対し、補填金を交付。【基金】	畜産課 0857(26) 7831	56
	耕畜連携	堆肥施設がほしい	国	畜産高度化支援リース事業【たい肥調整・保管施設リース事業】	○	○	○		畜産農家や農協等が耕種農家に販売する目的でたい肥の保管若しくは調整を行う場合、必要な施設等を貸し付ける。	畜産課 0857(26) 7291	57
加工	加工グループ	新商品開発したい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○		○		県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	58
		販路拡大したい	県	加工品ステップアップ支援事業	○		○		県内の農産物加工グループ等が県内外量販店等へ販路拡大を図る目的で専門家による継続した研修会等を実施し、販路拡大に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	60
		販路拡大に向けて実演販売してみたい	県	打って出る販売チャレンジ支援事業	○		○		県内の農産物加工グループ等が県外量販店への販路拡大につなげる目的で、イオン鳥取北店又はイオン日吉津店で県産農産物を使用した加工品の実演販売を行う場合、必要な経費の一部を助成	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	62
	【再掲】農家の取り組み	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	【再掲】とっとり発！6次産業化総合支援事業【農家が取り組む6次産業化推進事業】	○	○	○		農林漁業者や農漁協等が6次産業化や農商工連携の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農政課 0857(26) 7589	28
	【再掲】直売所への出荷	販路開拓や小規模な加工機器を取得したい	県	【再掲】食のみやこ直売ビジネスモデル支援事業		○	○		農業者等が直売等市場外流通の販売額を向上させる目的で商品開発や販路開拓等を行い、又は生産や商品づくり等に係る機器を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26) 7272	30

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部署名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体(任意組織・農協)	市町村			
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金				○	市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7326	64
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○		農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26) 7321	65
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業				○ ○	市町等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7334	66
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	国	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業				○	市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	67
		保全活動に対する支援を受けたい	県	とっとり井出・ため池保全活動推進交付金				○	集落等が支援員やボランティアとの協働による地域活性化活動(農業用水路やため池等の農業生産基盤を保全する取組)を行う場合、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7334	68
【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業	○	○			暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7325	43	
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー利活用支援事業				○	農協や土地改良区、農村集落等が太陽光又はマイクロ水力発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7334	69
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業				○ ○ ○	買い物支援(移動販売車運営費助成)、地域活性化支援(交流施設等整備)、地域資源型コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)	とっとり暮らし支援課 0857(26) 7129	70
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	45

平成24年度 農林水産部主要事業の体系

は新規事業



地域の活性化や雇用の創出を推進するため、市町村、JA、農業者が作成するプランの実現に向けた取組を支援

農家高齢化、耕作放棄地、農産物減少等が特に深刻な弓浜地域で営農再生に向けた①担い手育成対策②農地流動化対策③農産物生産性向上対策といった総合的取組に対してモデル的に支援

農地の出し手農家へ協力金を給付する農地集積協力金を導入し、担い手農家への農地集積を円滑に進める

梨新品種のブランド化と柿、ブドウなどの果樹産地の再興を図るため、新品種への更新を推進するとともに、「やらいや果樹園」(生産者が栽培を継続できなくなった時に次の生産者へ継承)の整備を支援(改植、新植経費、果樹樹等整備、育成経費の奨励金など)

県内生乳生産量を維持拡大にするため、大山乳業農協が基金を造成し、担い手農家の規模拡大を支援(大山乳業農協が基金で乳牛を導入し、担い手農家に乳牛を無利子貸付)

乾しいたけの生産量の増大、品質向上、県産ブランドの確立を図るため、原木の安定供給、生産技術の向上対策を実施

間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、木材流通加工施設整備等の取組を支援

集約化による効率的な林業経営を進める森林経営改善指導員を補助するための森林経営改善指導補助員を森林組合に配置・育成し、森林所有者への施業提案活動等を実施

海面養殖に比べ自然災害のリスクが低い陸上養殖について、サバで実証試験し、事業展開の可能性を探るとともに、陸上養殖に有利な井戸海水(周年水温が一定で細菌汚染が少ない)の試験掘削を行い、地下水湧出の可能性を調査。ハタハタ産卵造成に向けた調査・検討を江原道と共同で実施。

青年就農給付金(研修期間中及び経営開始直後に給付金を給付)を導入するなど、新規就農者の確保・育成を総合的に支援

農林水産業だけでは通年雇用が難しい場合に、他産業と連携した雇用を支援する農林水産コラボ研修支援事業を導入するなど、農林水産業の雇用促進と活性化を図る

本県での就農を希望する者を県内外から確保するため、鳥取県農業農村担い手育成機構等が行う研修へ支援(研修期間を2年に延長、研修人数の増15人→20人)

建設機械等の操作に習熟した異業種(建設業等)の林業への新規参入を促進し、低コスト化と新規就業者の雇用促進を図る

県産農林水産物のブランド力形成を図るため、ブランド化プロジェクト会議を設置し、効果的なコミュニケーション戦略を構築

関西圏でのインショップ展開を強化するため、農林水産業団体が作成したプランに基づき実施するトライアル的取組に対して支援し、県産品の販路拡大を図る

県産食材の魅力や生産者のこだわりを情報発信していくため、県がパートナー関係を構築した野菜ソムリエと連携して各種PRを行う

繁殖雌牛の改良や高能力肥育素牛の導入生産者の意識啓発に対する取組を支援し、オレイン55の発生率を高め、ブランド力の向上を図る

「鳥取地どり」の食鳥処理施設等の整備に支援を行うことで、「鳥取地どり」を増産し、ブランド力向上を図る

県外・海外に向けた県産材・製品の販路開拓、需要拡大の取組を支援

県産魚のブランド化を図るため、モサエビの効率的な活魚流通技術の開発及び水揚量が増加しているマイワシの特性を科学的に調査し優位性を探る

6次産業化や農商工連携等を進め、農林水産業者の所得向上と地域経済の活性化を図るため、ソフト・ハード支援を行う

感染予防効果や花粉症緩和効果が期待されるエキナセアについて、鳥取大学と連携して機能性の評価等を行う

ワカメ、アカモク、ヒジキといったこれまで十分に利用されてこなかった海藻の資源調査等を行い、6次産業化を技術面で支援

は新規事業

政策
テーマ

施策テーマ

主要事業

事業概要

イベントによる農
林水産業のPR

イベントを活かした観光誘客・
情報発信

食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある食
づくり事業)

「とっとりバーガーフェスタ」、「近畿・中国・四国B-1グランプリ」
などの開催経費を助成し、本県の食の豊かさを全国へ発信

きのこ王国とっとりけんフェスティバル開
催事業(新規)

しいたけの生産・消費拡大を図るため、H24年6月に本県で開
催される「第45回全農乾椎茸品評会」に併せて、「きのこ王国
とっとりけんフェスティバル(仮称)」を開催

豊かな海づくり事業(未来きらめく☆ととり
ンフェスタ開催事業)(新規)

全国豊かな海づくり大会の意義・成果を継承していくため、一
般県民が広く参加できるイベントを開催し、水産業に対する関
心度を高め、水産業の振興を図る

農林水産業を通じた環境の保全・活用

未利用資源の有効活用

農業農村自然エネルギー利活用支援事業(新
規)

農村地域や農業生産の現場において、再生可能エネルギー
の導入による地域内でのエネルギーの地産地消を通じた地域
活性化や、農業振興につながるよう、導入を支援(太陽光発電
施設、マイクロ水力発電施設)

農業農村小水力発電施設導入事業(新規)

これまで未利用であった、農業用ダム施設や農業用水路を有
効活用し、県が事業主体となって小水力発電施設を整備し、
土地改良施設等の維持管理費の軽減を図る

農地や水路の適正管理

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

農家以外も参画して地域全体で行う農地や農業用水等の保
全向上活動を支援

農地を守る直接支払事業

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するため、耕作
放棄地の発生を防止し農業生産活動等を行う農業者等に対
して交付金を交付

しっかり守る農林基盤交付金

国の補助要件に満たない小規模な農林業生産基盤の整備・
補修に対して支援

鳥獣被害総合対策事業

野生鳥獣による農作物等への被害を減少させるため、侵入
防止柵の設置や捕獲等の対策を支援するとともに、対策技
術の普及や人材育成を行う

森の癒し機能の活用

”森林セラピー”パワーアッププロジェクト事業
(新規)

智頭町でスタートした森林セラピー基地の受入体制をパワー
アップするとともに、山陰海岸ジオパークなど他の観光地と連
携して関西圏からの誘客につなげる

森林の公益的機能の持続

とっとり環境の森づくり事業

森林環境保全税を活用し、間伐など森林の保全・整備や竹
林対策を行うとともに、森林を守り育てる意識の醸成を図る

鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業

事業の目的

県内での自営就農を希望するIJUターン者、県内在住者を対象に、県内の農業法人、農家等で就農に必要な実践的研修を行い、本県の農業・農村の担い手の育成を図ります。

事業実施主体

(財)鳥取県農業農村担い手育成機構（研修実施経費については県が補助）

事業概要

県内での自営就農希望者を(財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

【研修期間】 1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)

【研修区分】 トライアル研修(2か月間) 本格研修(10か月間) 追加研修(最大1年間)

【身分・保障】 研修期間中は、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構において研修生として雇用し、給与等を支給

給与 月額 114,000円 住居・通勤手当等 月額 33,000円(上限)

※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

研修生の募集・要件

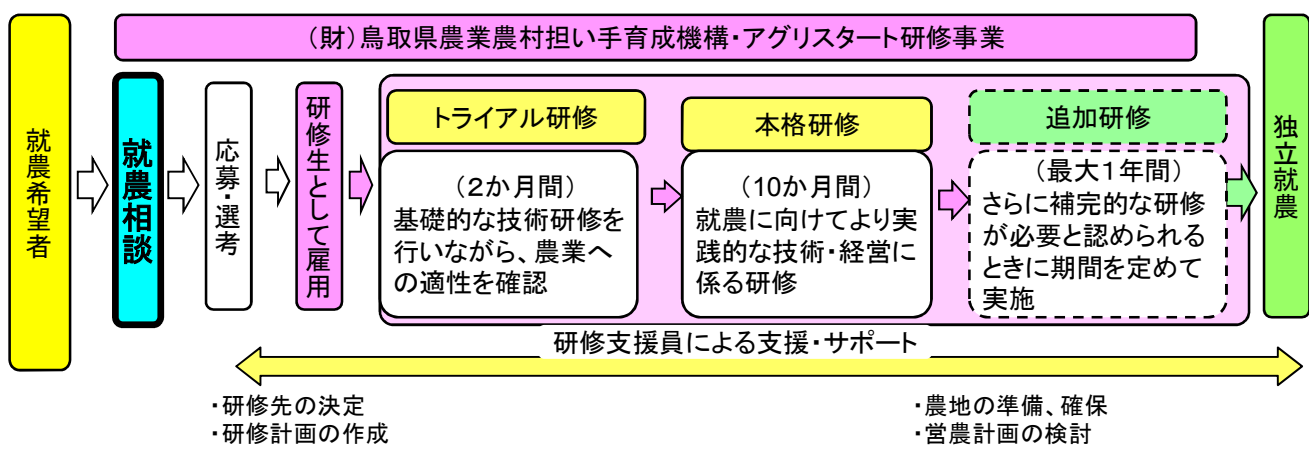
研修生の雇用に当たっては、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構の研修生の募集(年1回)し、選考を行います。

【研修生の要件】

- 鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること
- 農業就業が可能な健康状態であること
- 過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者
- 普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること

(注)応募に当たっては、事前に鳥取県農業農村担い手育成機構への相談が必要です。
募集予定時期、事前相談などについては、下記の担当部所に問い合わせください。

研修・就農までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	(財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
	西部支所	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7599

新規就農者総合支援事業

【就農条件整備事業】

事業の目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

対象者

認定就農者、認定就農者を代表とする農業法人等

支援の内容

新規就農者の就農時に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成

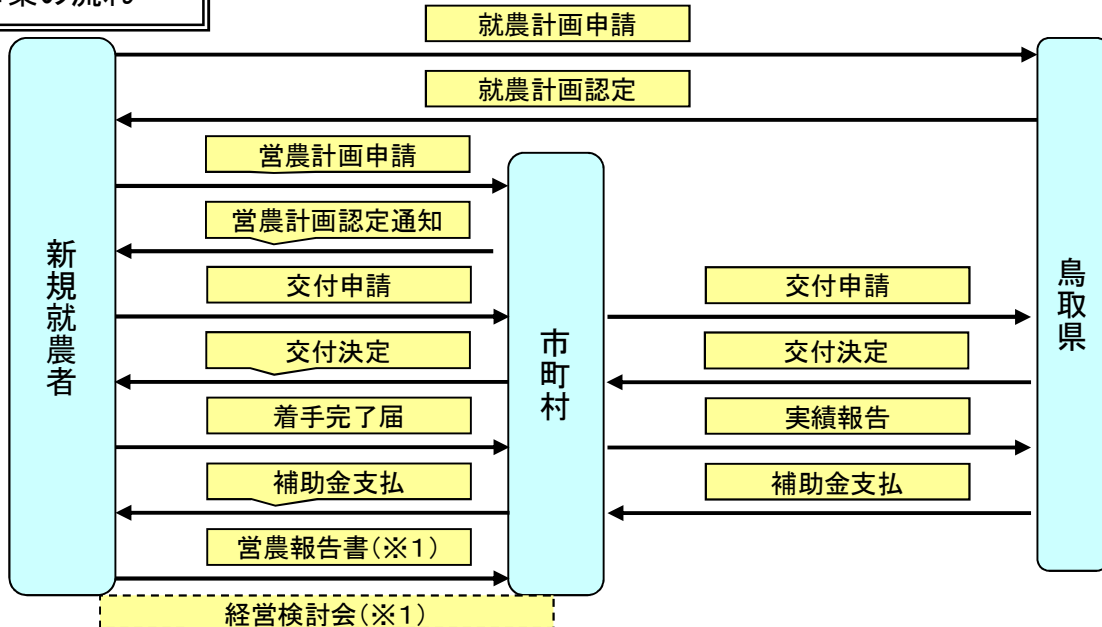
補助金額・補助率

10万円以上(消費税額を含む)の農業用機械・施設 (※軽トラック等の汎用性のある車両は除く)
【補助率】 1/2(県:1/3、市町村:1/6) **【補助上限額】** 8,000千円
【助成期間】 最大3年間

注意事項等

- ・ 補助金の交付を受けるためには、就農計画書を作成して県の認定を受けた後、営農計画書を作成し、市町村の営農計画認定委員会の認定を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 補助を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ この補助金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1: 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催し、営農計画の達成に向けて支援する。

担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7599
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(準備型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

鳥取県が指定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける者で、就農予定時の年齢が45歳未満の者。

支援内容及び補助率

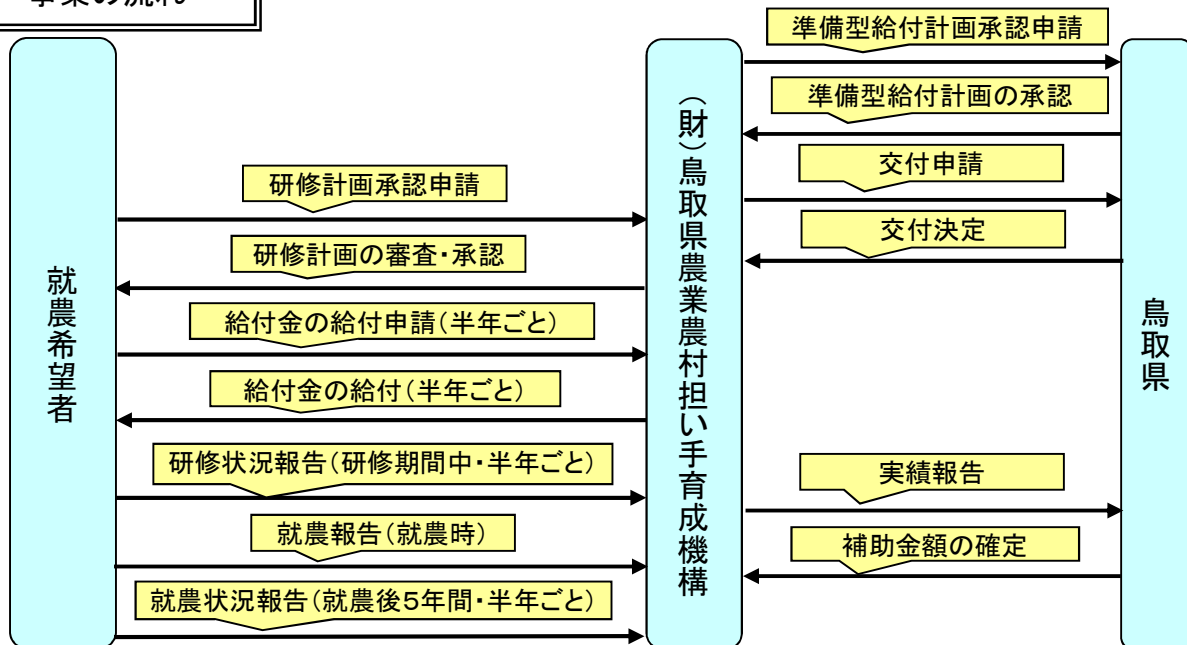
【支援内容】研修期間中(最長2年間)に150万円/年の給付金を、原則6か月ごとに給付する。

【補助率】国10/10

注意事項等

- ・給付金の給付を受けるためには、研修計画を作成し、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後5年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・研修終了後1年以内に独立・自営での営農開始、又は農業法人・農家との常用雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合や、給付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合は、給付金の全額を返還していただきます。また、適切な研修を行っていない場合や、上記の報告を行わなかった場合、虚偽の申請を行った場合にも給付金を返還していただきます。

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話
	(財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
	西部支所	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7276

新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(開始型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

原則45歳未満で独立・自営就農した者で、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者

支援内容及び補助率

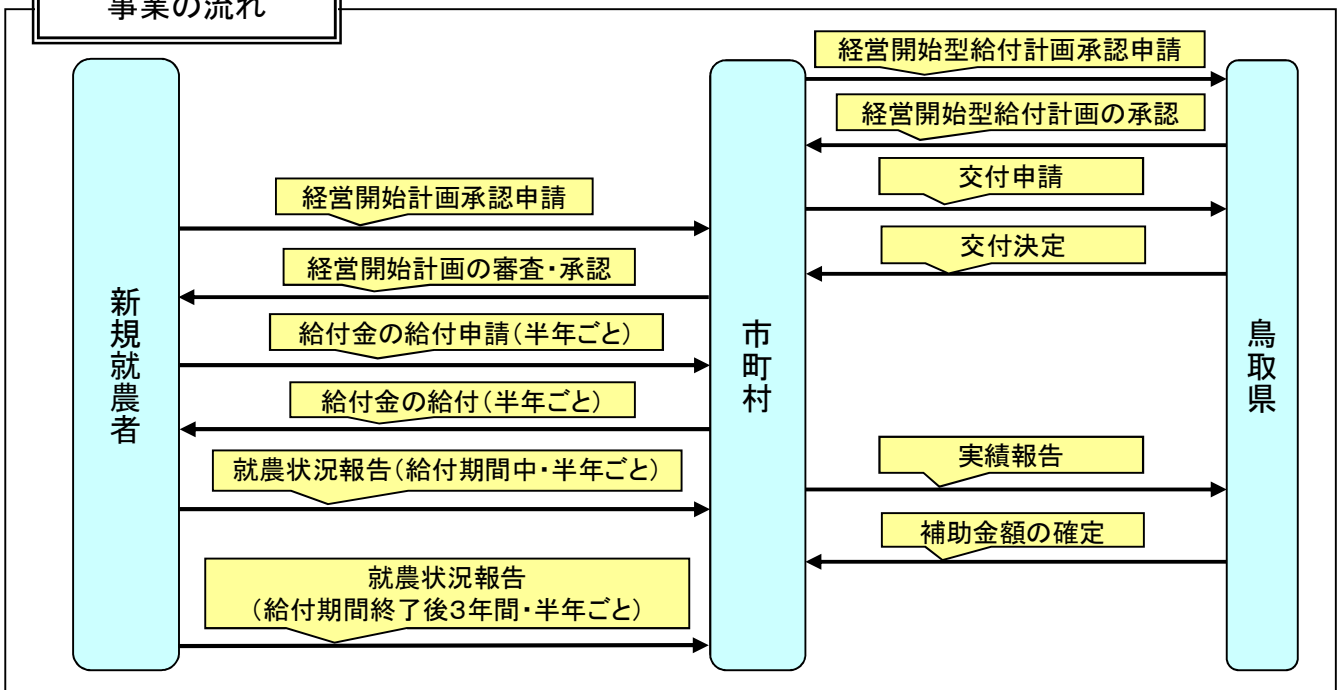
【支援内容】独立・自営就農後(最長5年間)に150万円/年の給付金を、原則6か月ごとに給付する。

【補助率】国10/10

注意事項等

- ・給付金の給付を受けるためには、経営開始計画を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・給付期間中及び給付期間終了後3年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・給付期間中に農業経営を休止又は中止した場合や、適切な農業経営が行われていない場合には給付停止となり、それ以降の給付金を返還していただきます。また、前年の総所得(給付金を除く)が250万円以上になった場合には、給付停止となります。
- ・上記の報告を行わなかった場合や、虚偽の申請を行った場合には、給付金を全額返還していただきます。

事業の流れ



担 当 部 所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7276	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

新規就農者総合支援事業 【就農応援交付金】

事業の目的

新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

認定就農者

支援の内容

就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対し支援する。

補助金額・補助率

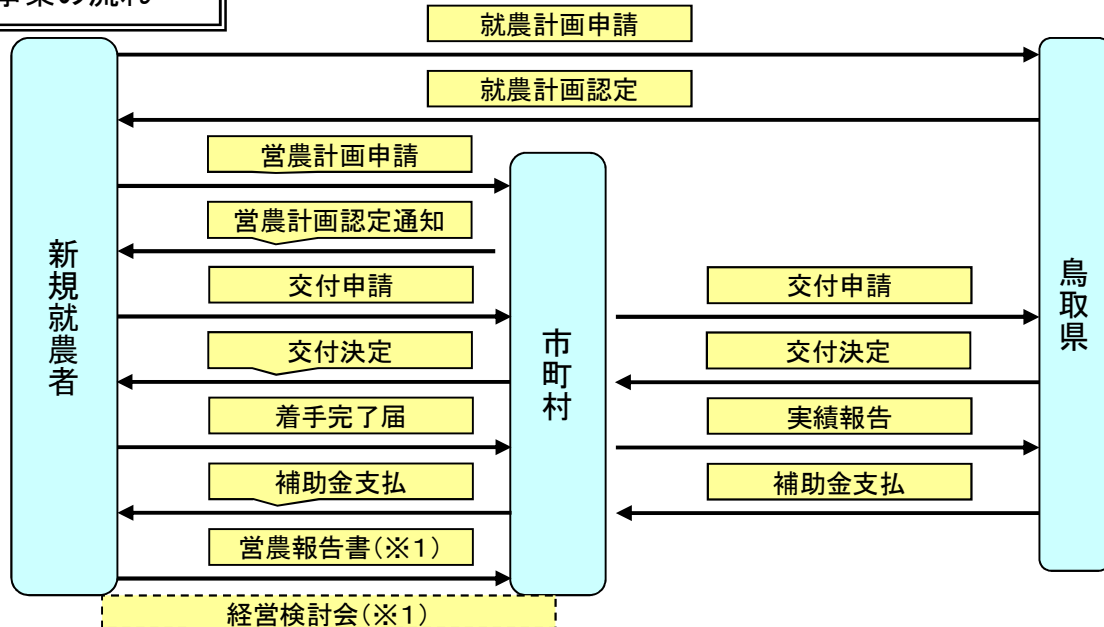
【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3）

【助成期間】 最大3年間（1年目：100,000円 2年目：65,000円 3年目 40,000円）

注意事項等

- ・ 交付金の交付を受けるためには、就農計画書を作成して県の認定を受けた後、営農計画書を作成し、市町村の営農計画認定委員会で認定を受ける必要があります。
- ・ 就農前に他の補助事業による研修助成を受けた方は、その助成期間も交付金の交付期間とみなします。（研修助成期間を含めて最長3年間の交付）
- ・ 就農後5年間、毎年、営農報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 最初の交付から5年以内に離農した場合は全額を返還していただきます。
- ・ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1：就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催し、営農計画の達成に向けて支援する。

担当部所	所 属	電 話
		農林水産部経営支援課
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

鳥取県版農の雇用支援事業

【新規就業者早期育成支援事業】

事業の目的

規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行う農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者の早期育成を支援する

対象者

農業法人等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】 1年目:月額138,000円、2年目:月額100,000円、3年目:月額50,000円

【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円の所得向上する計画を作成)

主な要件

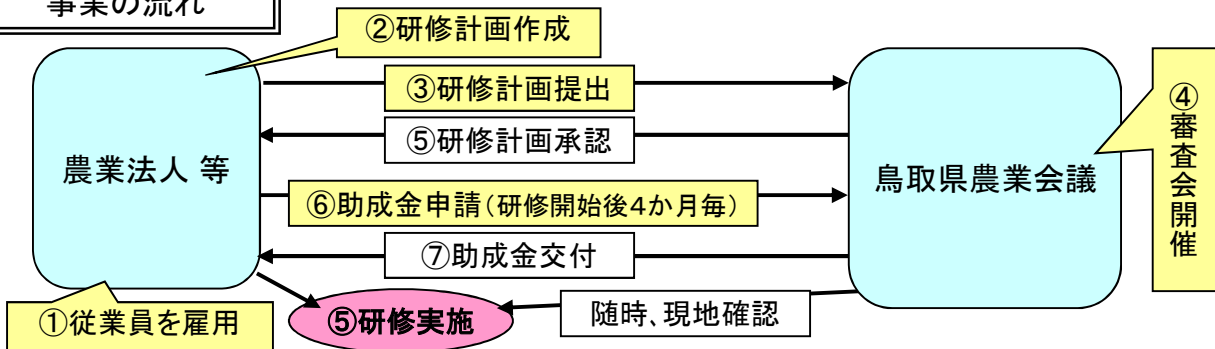
【受入する農業法人等の主な要件】

- ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出)
- ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること
- ◆ 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること
- ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること
- ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと

【新たな従業員の主な要件】

- ◆ 正社員として雇用され、就業している者
- ◆ 経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)
- ◆ 過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談
- ◆ 県内在住者(予定を含む)であること
- ◆ 過去に本事業に採択されていないこと
- ◆ 国の青年就農給付金(H24. 4~実施予定)、県の就農応援交付金の支給対象者でないこと

事業の流れ



	所 属	電 話
担当部所	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7599
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

鳥取県版農の雇用支援事業 【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】

事業の目的

県産農林水産物を使用した加工食品の新たな開発や生産規模の拡大等を検討されている食品加工業者に対し、新規就業者の早期育成のための研修経費等を助成する。

対象者

食品加工業者

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10 【助成期間】 最大1年間
 【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 月額最大138,000円
 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 月額最大33,000円

主な要件

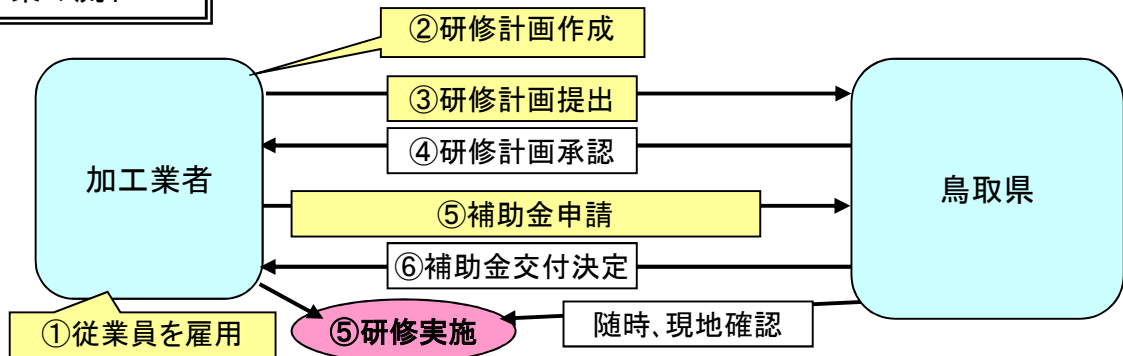
【受入する食品加工業者の主な要件】

- ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること
- ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること
- ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令 に違反する等のトラブルがないこと
- ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること
- ・新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、①～③のいずれかに該当すること（鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件）
 - ①原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
 - ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
 - ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

【新たな従業員の主な要件】

- ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ・就業に必要な健康状態であること。
- ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の食品加工業者で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



問い合わせ先

農林水産部 経営支援課

0857-26-7599

鳥取県版農の雇用支援事業 【農林水産コラボ研修支援事業】

事業の目的

雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む)等を行う事業に助成する。

対象者

農業法人等の経営体、
食品加工業者等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】10/10 【補助上限額】1年目:月額138,000円、2年目:月額100,000円

主な要件

【受入する対象者の主な要件】

以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。
(農林水産業分野以外の研修期間は助成の対象外)

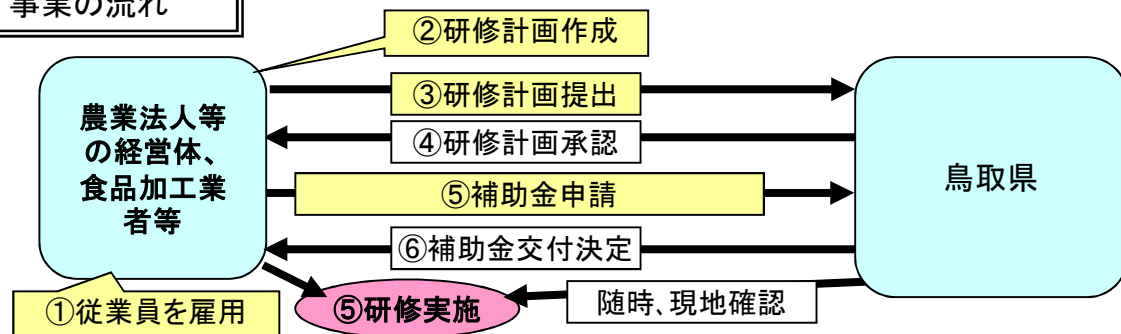
- ◆通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。
- ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。
- ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆食品加工業者の場合、新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。

【新たな従業員の主な要件】

本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ◆就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ◆新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ◆就業に必要な健康状態であること。
- ◆過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、農業、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の農業法人等・食品加工業者等で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



担当部所	所 属		所 属	
		電 話		電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7599	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

次世代鳥取梨ブランド創出事業

事業の目的

梨新品種の導入、生産基盤の整備、戦略的な出荷販売を行うことにより、新たな鳥取梨ブランドを創出する。

事業実施主体

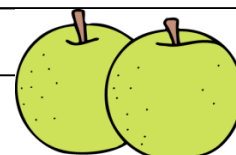
農協、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手



支援の内容

①梨新品種の植栽・生産基盤整備の支援、②梨新品種を導入した農業者への育成経費相当額の奨励金の交付、③梨新品種を統一基準による広域選果を行う場合の横持ち運賃・選果経費を支援する。

補助金額・補助率



①生産基盤整備対策

新植、改植、新植・改植園の果樹棚、網掛け施設の導入に係る経費：県2/3補助

高接ぎ、果樹棚、網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費：県1/2補助

※果樹経営支援対策事業(国1/2補助)で改植する場合、県1/6補助を上乗せ

※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、改植、高接ぎ、かん水施設、園内道：国1/2、県1/4補助、果樹棚、網掛け施設、防除用機械：県3/4補助

②育成促進対策

新植、改植：育成経費相当額の奨励金：200千円/10a(県1/2、市町村1/2補助)

高接ぎ：” ”：106千円/10a(” ”)

③スーパー梨ブランド対策

糖度センサー付き選果場への横持ち運賃、選果経費(上限100円/kg)：県1/3補助

主な要件

ア 事業対象となる梨新品種：夏さやか、なつひめ、涼月、新甘泉、秋甘泉、優秋、瑞鳥、早優利、爽甘
イ 生産基盤整備対策、育成促進対策は、事業箇所あたりの面積が3a以上、植栽密度が20本/10a以上の果樹園であること

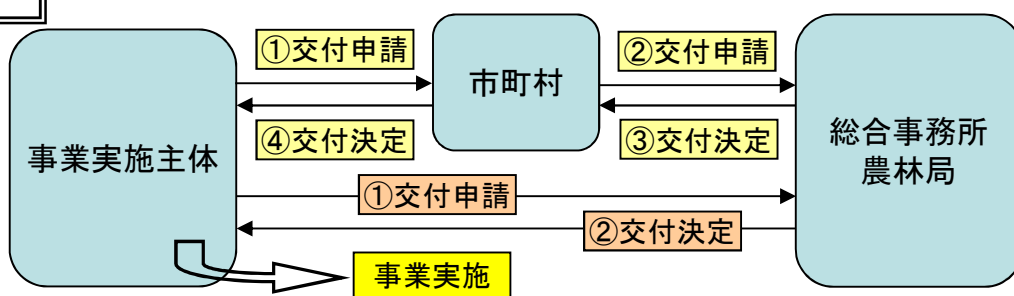
ウ 防除用機械の導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

事業の流れ

①生産基盤整備対策

②育成促進対策

③スーパー梨ブランド対策



担当部所、電話番号

農林水産部生産振興課果樹担当	電話:0857-26-7414
東部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0857-20-3553
八頭総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0859-31-9643
日野総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0859-72-2007

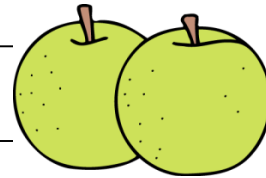
鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業

事業の目的

二十世紀梨を味がのった旬の時期に出荷してブランド力を高めるとともに、新品種とのリレー出荷体制を構築する。

事業実施主体

農協、生産組織



支援の内容

二十世紀梨の市場販売単価が再生産価格を下回った場合に価格補てんする。

補助金額・補助率

8月下旬から9月下旬までの二十世紀梨の卸売市場出荷分について、全等階級の販売単価が2,750円/ケースを下回った場合に、差額単価へ赤秀と青秀の出荷量に応じて価格補てん

補助率 : 2/3 (県1/3、市町村1/3)

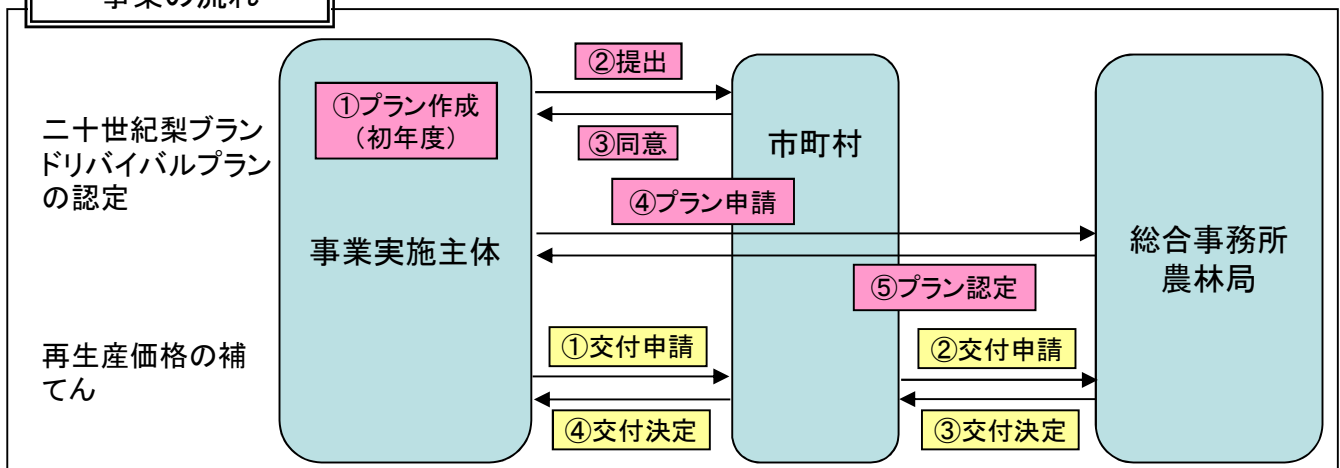
差額単価の上限 : 200円/ケース

主な要件

平成27年度までに生産組織が次の取り組みを実施すること

- ア 8月下旬の二十世紀梨を減らし、9月主体の出荷体制を構築
- イ 二十世紀梨と新品種による旬の梨のシリーズ化を図るため、新品種の面積を現在の2倍又は二十世紀梨面積の3割まで増加
- ウ 二十世紀梨の全期間プール精算を導入
- エ 交配日等による地帯別出荷体制を構築

事業の流れ



担当部所、電話番号

農林水産部生産振興課果樹担当	電話:0857-26-7414
東部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0857-20-3553
八頭総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0859-31-9643
日野総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0859-72-2007

やらいや果樹王国復権事業

事業の目的

果樹園を産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備することにより、県内果樹産地の再興を図る。

事業実施主体

農協、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手



支援の内容

①果樹優良品種の植栽、②果樹優良品種を導入した園の生産基盤整備の支援及び③果樹優良品種を導入した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付する。

補助金額・補助率

①植栽対策

果樹経営支援対策事業(国1/2補助)による改植に係る経費： 県1/6上乗せ補助
 国事業の対象とならない新植、改植、高接ぎに係る経費： 1/2補助(県1/3、市町村1/6)

②生産基盤整備対策

果樹棚、網掛け施設、ハウス、防除用機械の導入に係る経費： 1/2補助(県1/3、市町村1/6)

③育成促進対策

新植、改植、高接ぎを行った農業者へ育成経費相当額の奨励金： 定額補助(県1/2、市町村1/2)

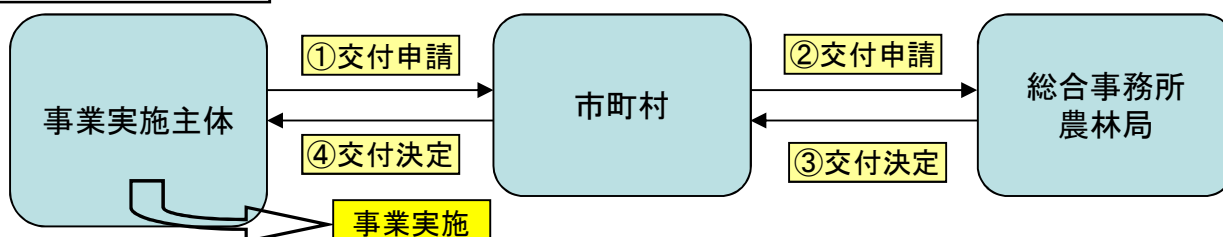
品目	奨励金の額(円/10a)	
	新植・改植	高接ぎ
なし	200,000	106,000
かき	48,000	
ぶどう	94,000	—
もも	47,000	



主な要件

- ア 事業対象となる果樹優良品種は、各産地協議会が産地計画に掲げた振興品目・品種であること
- イ 事業実施する果樹園を生産組織に「やらいや果樹園」として登録してもらうこと
- ウ 事業箇所あたりの面積は5a(ぶどうについては2a)以上であること
- エ 植栽密度が10a当たり次の本数以上の植栽、果樹園への生産基盤整備であること
 なし:20本、かき:17本、ぶどう:12本、もも:18本
- オ 防除用機械の導入は防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

事業の流れ



担当部所、電話番号

農林水産部生産振興課果樹担当	電話:0857-26-7414
東部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0857-20-3553
八頭総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課生産流通担当	電話:0859-31-9643
日野総合事務所農林局農業振興課生産流通担当	電話:0859-72-2007

果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業

事業の目的

優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援し、競争力の高い産地を育成する。

対象者

産地計画に掲げた担い手



支援の内容

政令指定13品目、鳥取県果樹振興計画における振興品目を対象とし、かつ、各産地計画で今後振興すべきものとして定められた品目又は品種への改植、小規模基盤整備等を支援する。

補助金額・補助率

①果樹経営支援対策事業（整備事業）

- ・ 改植又は高接ぎ
- ・ 小規模基盤整備（園内道、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備、用水・かん水施設の整備）
- ・ 廃園

【補助率】国1/2補助

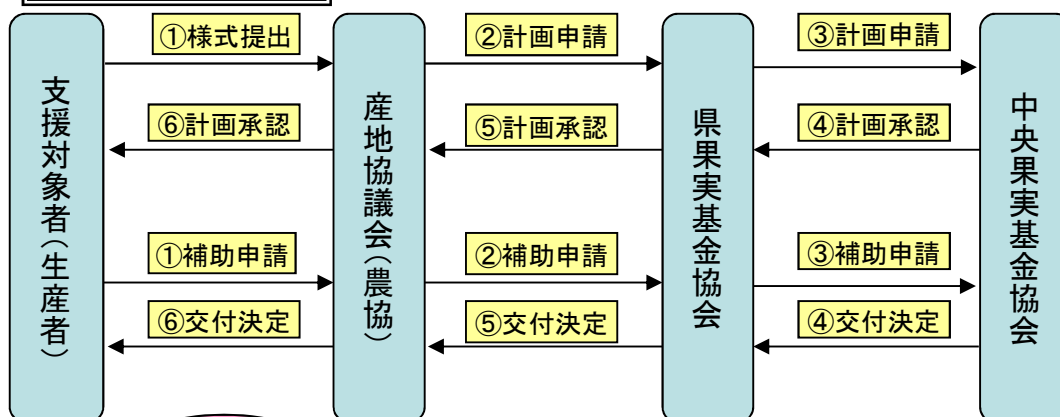
②未収益期間支援事業

【補助率】5万円/10アールに支援対象期間（4年間）を乗じた額を一括交付（国10/10）

主な要件

- ア 産地計画に掲げてある品目、品種であること
- イ 産地計画に掲げてある担い手に該当すること
- ウ 果樹経営支援対策事業にあつては、事業箇所当たりの面積が2a以上、ただし、小規模基盤整備にあつては10a以上であること
- エ 未収益期間支援事業にあつては、同一年度内に完了する改植の面積の合計が5a以上であること、果樹経営支援対策事業により実施された改植であること

事業の流れ



事業実施

担当部所電話番号

(社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会(全農とつとり園芸部内外流通課内) 0857-32-8339
鳥取県生産振興課 0857-26-7414

指定野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)



事業の内容

指定野菜(夏だいこん、冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60%

【重要野菜】

登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%

主な要件

【作付面積】

(登録出荷団体)

・葉茎菜類、根菜類 25ha以上 ・果菜類(夏秋もの)15ha以上 ・果菜類(冬春もの)10ha以上

(大規模生産者)

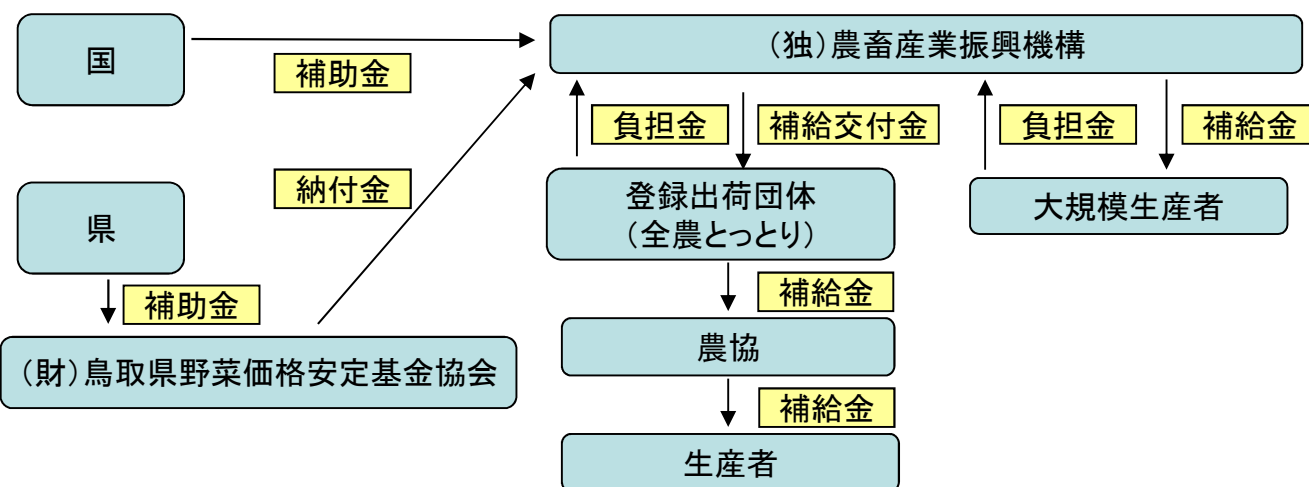
2ha以上

【共同出荷量】

総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

(財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351
県庁生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)



事業の内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ)と、指定野菜(夏ねぎ、夏秋トマト、夏秋ピーマン、夏秋はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40
(独)農畜産業振興機構:20/40

【重要野菜】

共同出荷組織等:7/30、県:10/30、市町村:3/30
(独)農畜産業振興機構:10/30

主な要件

【作付面積】

(登録出荷団体)

・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上

(大規模生産者)

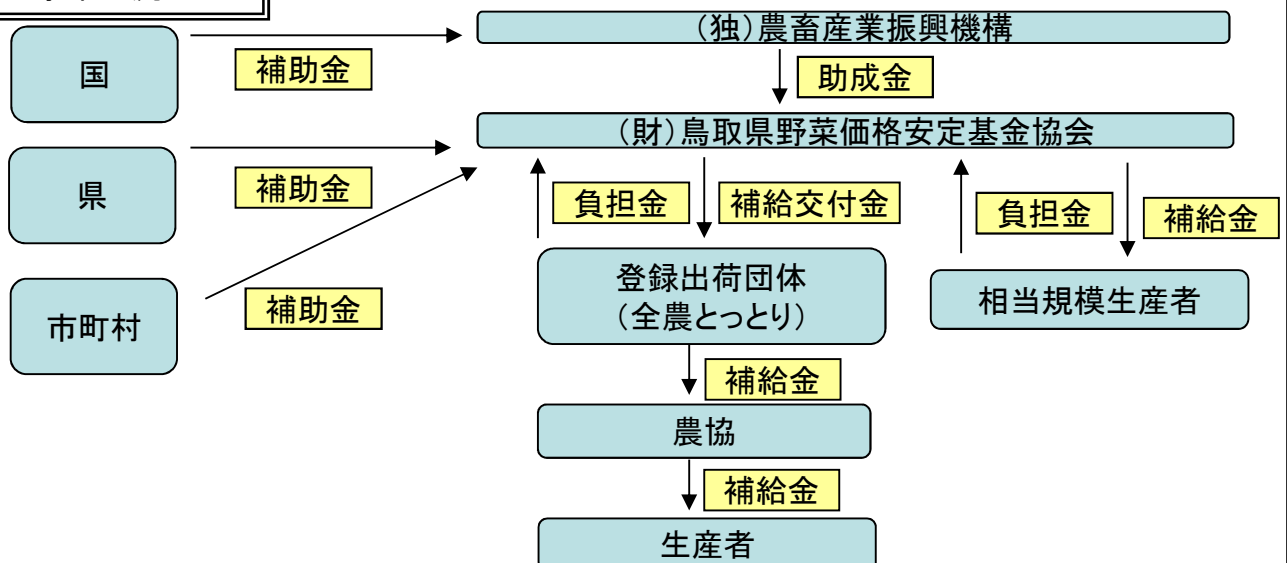
1.5ha以上

【共同出荷量】

総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

(財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351
県庁生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

農業協同組合



事業の内容

ブランド野菜(春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ、春キャベツ、夏キャベツ、夏秋ピーマン、ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

負担割合

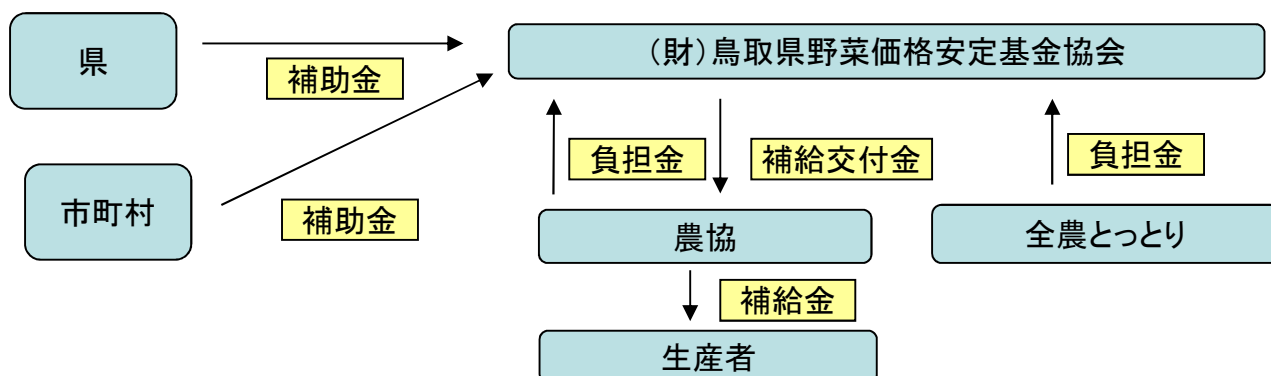
農業協同組合:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%

主な要件

【作付面積】
(露地野菜)
3ha以上
(施設野菜)
1ha以上



事業の流れ



お問合せ先

(財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351
県庁生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

鳥取県産米販売促進支援事業 (こだわりの米づくり支援事業)



事業の目的

地域こだわりの米づくりの取組における技術確立、販売促進等の活動を支援する。

対象者

生産組織等(農業法人又は農家3戸以上で構成される組織)

支援の内容

特徴ある米づくりの取組における技術確立、販売促進に必要な経費を支援する。

- ①環境特Aの認定取得 ②試験実証ほ場の設置 ③技術研修会、検討会開催
- ④食味コンテストへの出品 ⑤米の販売促進活動 ⑥その他必要な経費

補助金額・補助率

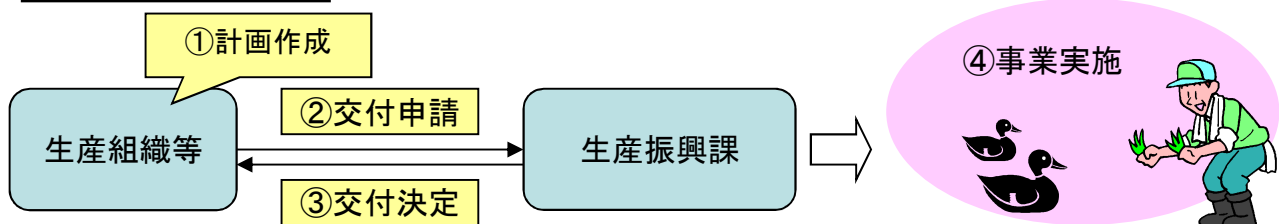
【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/2)

【単年度補助上限額】1組織あたり上限50千円

主な要件

農業法人又は農家3戸以上で構成される組織であること。

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課(水田作物担当)	0857-26-7283
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

フラワーチャレンジバックアップ事業

事業の目的

新規花き品目の生産や新技術導入に取り組む花き生産グループを支援する。

対象者

新規花き品目の生産又は新技術導入に取り組む3戸以上のグループ

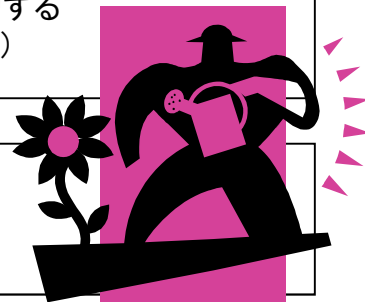
支援の内容

新規花き品目の生産又は新技術導入の補助対象となる以下の経費を補助する
(種苗費、消費者ニーズ調査、市場動向調査、新技術導入にかかる経費等)

補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/2)

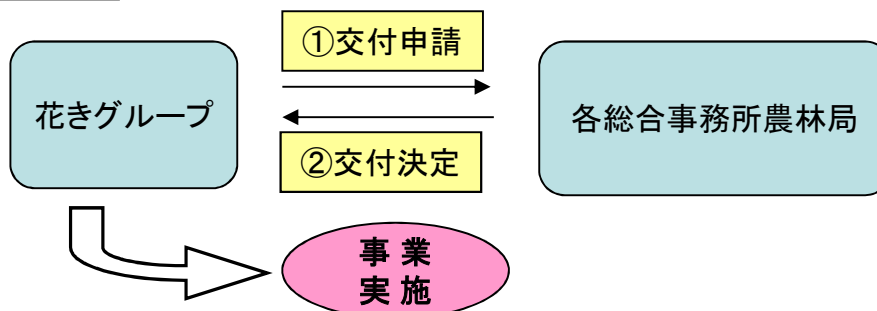
【補助上限額】 1グループあたり500千円



事業主体の要件

- ①規約を定めた3戸以上のグループであること
- ②作付面積 5a以上であること
- ③事前に生産・出荷計画を作成し、収穫物の5割以上をJA経由又は直接花市場に出荷すること

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課	0857-26-7282
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

次世代につながる地域農業バックアップ事業

1 事業の目的・内容

小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などの支援を行います。

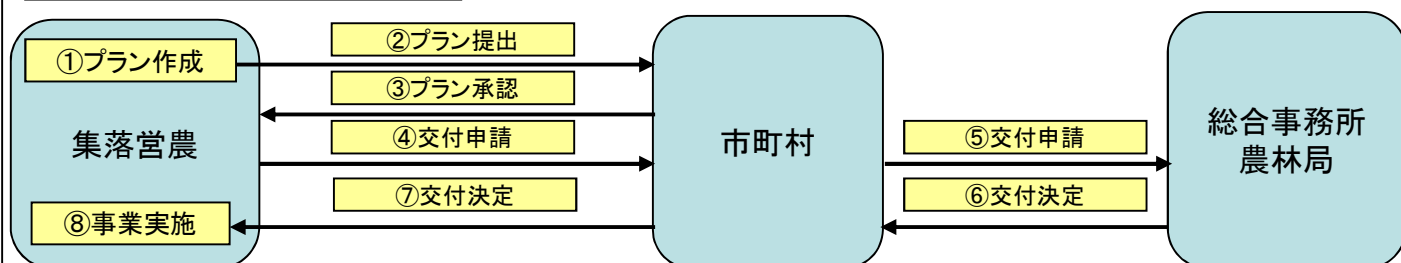
2 事業の概要

区分	実施主体	内容	補助対象	負担区分
組織化支援 【実施期間】 (1地区) (1年)	市町村・地域農業再生(又は担い手育成)協議会	集落営農の意識醸成・合意形成 (1地区当たり上限額 100千円)	● 集落営農の組織化のために行う活動に対する謝金及び活動に要する経費(飲食費を除く)	県 2/3 市町村 1/3
経営多角化支援 【実施期間】 (1組織) (1年)	集落営農組織	経営内容の多角化・経営力向上 (1組織当たり上限額 500千円)	● 高収益品目の新規導入に係る試作に要する経費 ● 直売、契約栽培等の実施に向けた事前調査、商談その他経営内容の多角化につながる活動に要する経費(飲食費を除く)	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2
機械施設整備支援 【実施期間】 (1組織) (2年まで)	集落営農組織	農業用機械施設の導入・査定処分 (1組織当たり事業実施期間合計上限額 10,000千円(単独集落組織) 20,000千円(複数集落組織))	① 農業用機械及び附属施設の導入に要する経費(単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) ② 組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ③ オペレーター育成に要する経費	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2

3 事業の要件

- 集落営農の規約を締結する(している)こと
- 地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めた「集落営農ビジョン」を策定(している)こと

4 事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
	八頭総合事務所農林局農林業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農林業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	日野総合事務所農林局農林業振興課	0859-72-2006

農業者戸別所得補償制度

事業の目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と生産力の確保を図る。

対象者

販売目的で生産(耕作)する販売農家(法人を含む)、集落営農



支援の内容

栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。(別紙)

- ①米の所得補償交付金・米価変動補填交付金 ②畑作物の所得補償交付金 ③水田活用の所得補償交付金
④各種加算交付金(規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算) ⑤集落営農の法人化支援

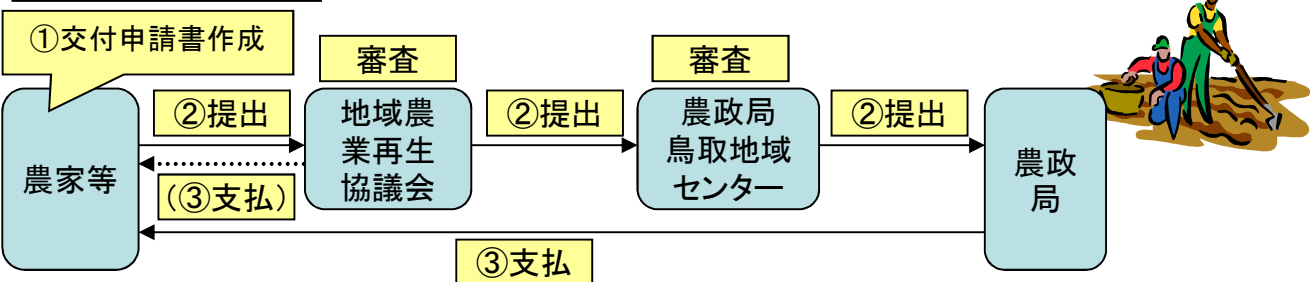
補助金額・補助率

内容に応じて、①～④は国、⑤は地域農業再生協議会から定額交付

主な要件

- ①対象作物の生産数量目標に従って(水田活用の所得補償交付金、各種加算交付金の対象作物を除く)、販売目的で生産(耕作)する販売農家(法人を含む)と集落営農であること
②交付金ごとに定められた要件を満たすこと

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
市町村	各市町村地域農業再生協議会	
県	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005
	農林水産部生産振興課	0859-72-7280
国	中国四国農政局鳥取地域センター	0857-22-3195
	米子支所	0859-22-0140

農業者戸別所得補償制度の概要

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円) 【水田・畑地共通】

【数量払】

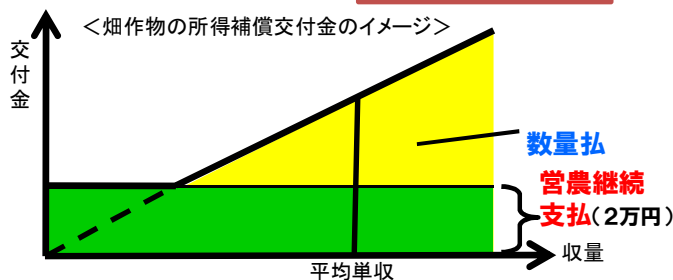
対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1: 小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

注2: 交付単価の10a当たりの面積換算値では、品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金】(294億円(23年産))

23年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
110億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)**を**最長5年間**交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円**を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

戸別所得補償経営安定推進事業 (農地集積協力金交付事業)

事業の目的

地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現します。

事業実施主体

「人・農地プラン」を定めた市町村 ※人・農地プランとは、地域等の今後の中心となる経営体やそれらへの農地集積などを定めたもの

事業概要及び対象者等

【概要】

人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する者が農地利用集積円滑化団体等に10年以上を期間として、全ての自作地について利用権の設定等を白紙委任する場合に協力金を交付するもので、次の2つの事業があります。

(1) 経営転換協力金交付事業

【交付対象者】

(ア) 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で、本人又はその世帯員等が農業者戸別所得補償制度の加入者等である次の者。

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者(自作地が10a以上の者に限る。)
- ② リタイアする農業者

(イ) 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の相続人で、相続人、自らは農業を行わない者

***ただし、(ア)、(イ)いずれの場合にも、遊休農地の所有者は交付対象になれません。**

【交付単価(上限)】

- (ア) 0.5ha以下 : 30万円/戸 ※市町村によって異なる場合があります。
- (イ) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸
- (ウ) 2.0ha超 : 70万円/戸

(2) 分散錯圃解消協力金交付事業

【対象者】

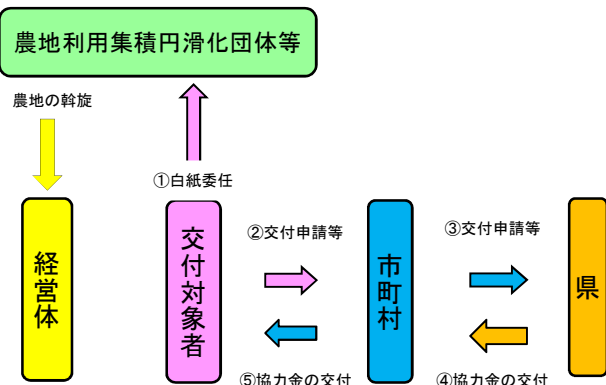
地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農業者又はその世帯員等が農業者戸別所得補償制度の加入者等である次の者。

- (ア) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者。
- (イ) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者。

【交付単価(上限)】

5,000円/10a ※市町村によって異なる場合があります。

事業実施までの流れ



お問い合わせ先

担当部所	電話
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
八頭総合事務所農林局農林業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農林業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
日野総合事務所農林局農林業振興課	0859-72-2006

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

事業の目的

農業の生産額拡大や担い手育成などを目指して、地域の農業振興プランを作成し、実現に向けて取り組む市町村や農協等を支援する。

対象者

[プラン策定事業]市町村、農業協同組合
 [プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、集落営農法人、市町村農業公社
 社会福祉法人、市町村が設立した法人(第三セクター)



支援の内容

(初年度)市町村、農協のプラン作成に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]
 (2年目以降)作成したプランの実現に向けた取り組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]

- ※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)
- ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)
- ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

プラン策定事業	区分	補助率	補助上限額	プラン支援事業	区分	補助率	事業費上限(期間総額)	事業期間
	広域	1/2	50万円		広域	県ハード1/3 ソフト1/2	3億円	5年
市町村	50万円		市町村	3億円	5年			
旧村地域	25万円		旧村地域	市町村1/6	1億円	5年		
集落	10万円		集落		3千万円	3年		

主な要件

- ①市町村又は農協がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。
- ②市町村又は農協を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを作成すること。
- ③プランには以下に関する内容が含まれること。
 - 担い手・新規就農者の確保
 - 農地利用の効率化・維持管理
 - 核となる品目の生産振興

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農政課	0857-26-7256
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)

事業の目的

意欲的な農業者等が行う規模拡大や低コスト化などの取り組みを支援する。

対象者

農業者、農業法人、任意組織(構成員が10名以下)



支援の内容

農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する。

※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※生産拡大などに必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/3、市町村1/6)

【単年度補助上限額】 農業者(個人) 3,000千円 農業法人7,000千円
任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

主な要件

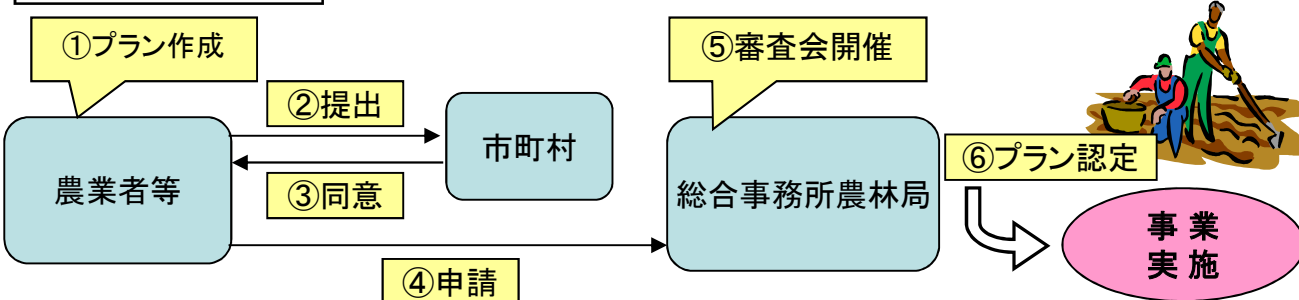
○プランの内容(以下の項目に該当するもの)

- ・販売額1,000万円以上を目指す取組であること
- ・雇用増につながる取組であること

- ・認定農業者の取組であること
- ・省エネルギー対策に係る取組であること

※他の補助事業で対応できるものは除きます。

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農政課	0857-26-7256
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

アグリビジネス企業参入総合支援事業 【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】

事業の目的

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を図るために農業参入する企業等を参入検討段階から支援する。

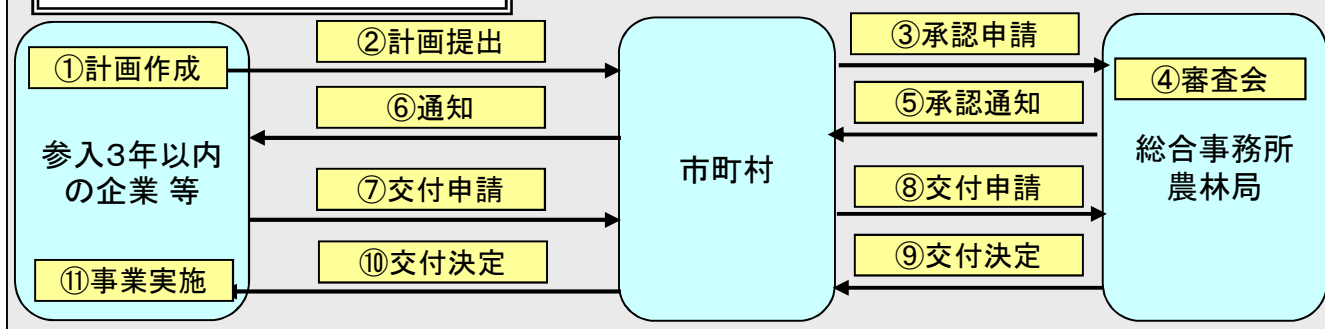
事業の概要

区分	対象者	内容	補助対象	補助率
経営検討型	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業 (建設業を除く)	参入準備や参入初期段階での支援 【補助上限】 1,000千円	先進地視察、技術研修、試験栽培等の経費	事業費の1/3以内を補助する。 (市町村は任意負担)
経営開始・推進型	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	農業経営の開始又は推進のための支援 【補助上限】 5,000千円(知事特認:15,000千円、特認要件:新規雇用10人以上)	機械・施設の整備又はリースに係る経費	

主な要件

- ① 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ② 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること
- ③ 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること
- ④ 過去に法令違反その他の不祥事がないこと

事業実施までの流れ



担当部所	相談窓口	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3554
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
	中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2006

とっとり発！6次産業化総合支援事業（農家が取り組む6次産業化推進事業）

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化（農商工連携）に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、法人、任意組織（規約を有すること）、農漁協



支援の内容

6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。

- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費（ソフト）
 - ②生産、加工等に必要な施設、機械整備（3万円以上のもの）の経費（ハード）
- ※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。（県1/3、市町村1/6）

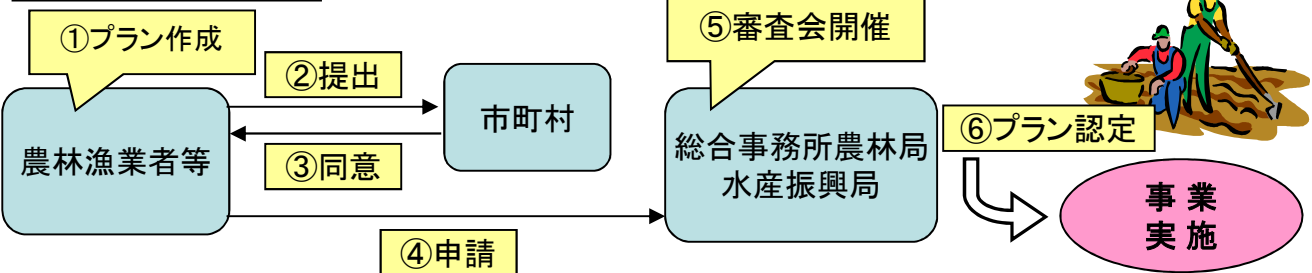
【単年度補助上限額】 農林漁業者（個人） 3,000千円 法人7,000千円

任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

主な要件

- ①自ら農林漁業経営を行っていること
 - ②自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること）
 - ③次のいずれかに該当すること
- （水産以外）○販売額1,000万円以上を目指す取組 ○認定農業者
 （水産） ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組
 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農 産 林 産 畜 産	農林水産部農政課	0857-26-7256
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

とっとり発！6次産業化総合支援事業（農商工連携施設整備事業）

事業の目的

農林漁業者と連携した（農商工連携）、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等



支援の内容

農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援します（3万円以上のもの）

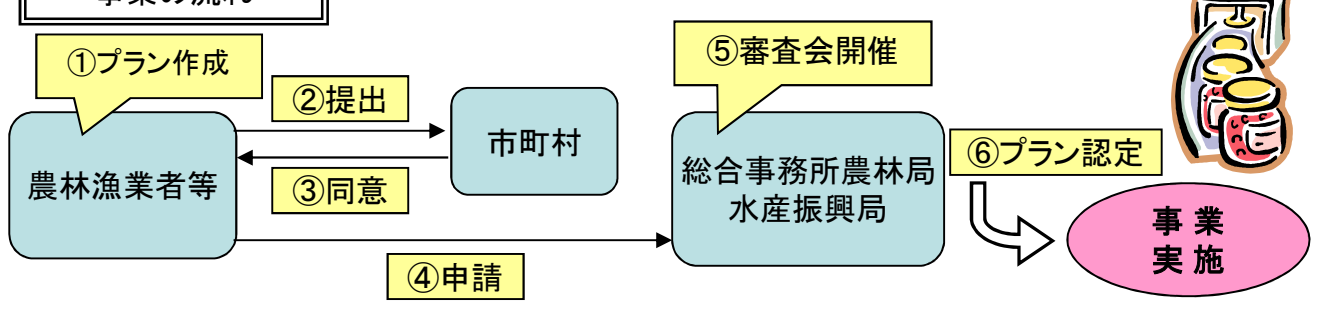
補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。（県1/3）
 【単年度補助上限額】 7,000千円

主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物^(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する（水産物は除く）。
 - ②プランの目標年（原則3年後）において、以下の目標を達成する。
 ア 連携農林水産物はすべて県産。（水産物にあっては、県内産地市場を経由したものを含む。）
 イ 当該商品の全原材料の農林水産物（調味料等は除く）のうち県産の仕入れ金額割合が原則80%以上。
- (注) 農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農 産 林 産 畜 産	農林水産部農政課	0857-26-7256
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

食のみやこ直売ビジネスモデル支援事業

事業の目的

直売等市場外流通の販売額の向上を目指す人を支援する。



対象者

①農業者 ②農業者グループ ③施設等のリースを行う農業協同組合等
(認定農業者、法人、農業参入企業、集落営農組織、認定就農者は除く)

支援の内容

- ①ソフト事業: 研修会、商品開発、販路開拓に必要な経費
- ②ハード事業: パイプハウス、生産、加工調製、商品づくりに係る機器導入に必要な経費
※トラクタ及びトラクタに装着するアタッチメント、軽トラック等車両、乗用田植機、米用乾燥機、農業以外に利用可能な汎用性のある機器は除く

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2(県1/4、市町村1/4)
※1戸当たり補助対象事業費の上限2,000千円

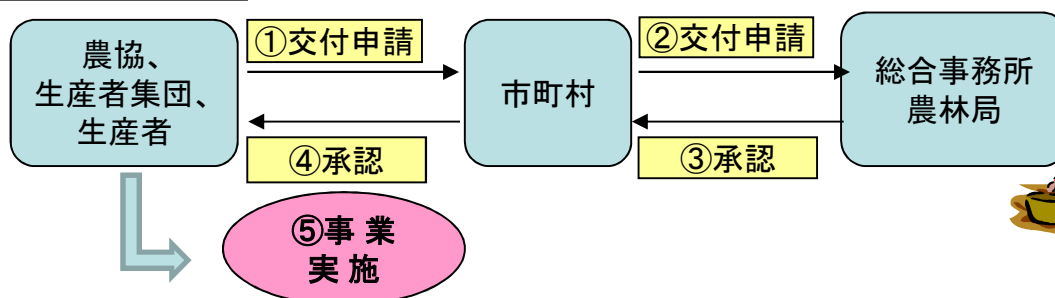
主な要件

事業実施の3年後に市場外流通における販売額を5割向上
(販売額目標の下限は概ね100万円)すること

事業実施期間

平成23~24年度

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課野菜花き担当	0857-26-7272
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

おいしい鳥取PR推進事業

事業の目的

販路開拓・消費拡大のための以下のような取組みに対して支援する。

- 県外の量販店等での試食宣伝会や料理講習会の開催
- 県外消費者を招き農業体験や生産者との交流を行うツアーの開催
- バイヤーを招聘したりテスト輸出をするなどの輸出促進 等

対象者

- (1)農林漁業団体(ただし、鳥取県農林水産団体等支援交付金の交付対象団体を除く)
- (2)農業法人、農林漁業団体等で構成する任意組織

支援の内容

販路開拓・消費拡大のための新たな取組みに要する次の経費を補助する。(同一内容の取組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)

- ①【農産物等販路開拓】生産者等の創意工夫により、県外への新たな販売チャンネルの構築を目的に行う活動(特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大等)に要する経費
- ②【消費者・生産者産地交流】県外の販売先等を通じて消費者を募集し、本県で農業体験、生産者との交流会等を開催する経費(バス借り上げ代、農林水産物代、食事代、保険代、消耗品費、使用料、打合せ経費等)
- ③【鳥取県産農林水産物の輸出促進】本県産農林水産物の輸出促進のために行う活動(展示会、商談会、テスト輸出、バイヤーの招聘等)に要する経費
- ④【県外での販路開拓拠点の取組】県外での販路開拓拠点(インショップ等)の取組のために行う活動に要する初期経費(システム設定に要する経費(バーコード入力等)、オープニングに要する経費(会場装飾用資材費、PRチラシ印刷費等))

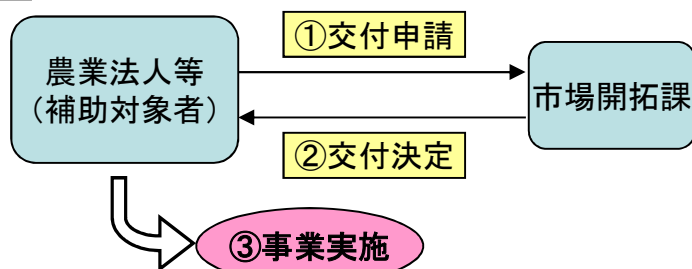
補助金額・補助率

【補助率】経費の1/2を補助する。

【単年度補助上限額】

- 農産物等販路開拓 及び 消費者・生産者産地交流
農業法人等で4社・団体以上の組織・グループ等の場合: 上限300千円
農業法人等で3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合: 上限150千円
- 農林水産物輸出促進 及び 販路開拓拠点の取組
上限300千円

事業の流れ



担当部署電話番号

県庁市場開拓局市場開拓課 電話 0857-26-7963

鳥取県農商工連携促進ファンド事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新製品・新技術の研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を助成します。

対象者



- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3) 連携体を支援する事業を行う県内の農業協同組合、畜産協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工団体、産業振興機構、鳥取県産業技術センター、NPO等

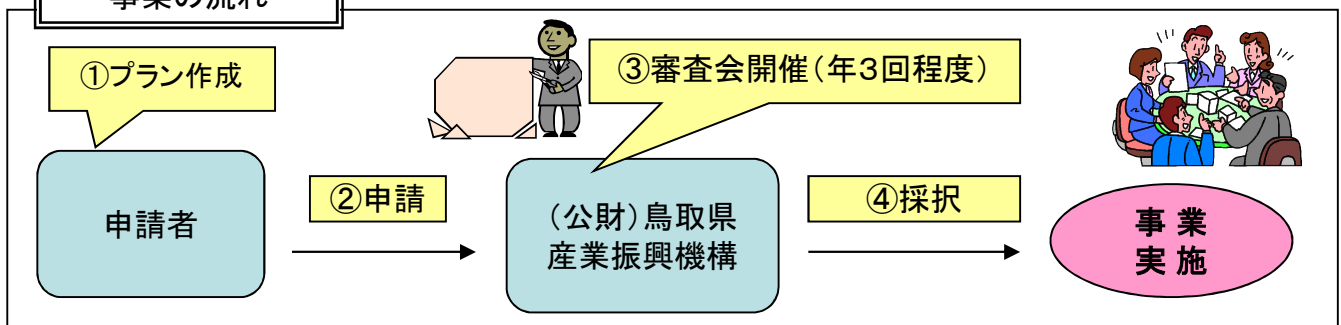
支援の内容

事業名	取組内容
農商工連携事業	連携体が、互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして行う事業であって、新商品又は新サービスの開発、農林水産業の生産現場における生産効率(技術)向上・改善のためのシステムづくり及び当該新商品又は新サービスの販路拡大等を目的とした取組
農商工連携支援事業	展示会・見本市への出展、セミナー開催等、連携体の事業化の促進を目的とした取組(複数の連携体の取組を支援対象とする事業に限る)。

補助金額・補助率

区分	農商工連携事業	農商工連携支援事業
助成対象者	中小企業者等と農林漁業者の連携体	連携体の活動を支援する者
助成率	助成対象経費の2/3以内	助成対象経費の10/10以内
助成限度額	6,000千円	3,000千円
事業期間	36月以内	12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
鳥取県商工労働部産業振興総室	0857-26-7243

農商工連携研究開発支援事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が行う研究開発に必要な基礎的調査(試験栽培を含む)・情報収集・開発検討に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ

支援の内容

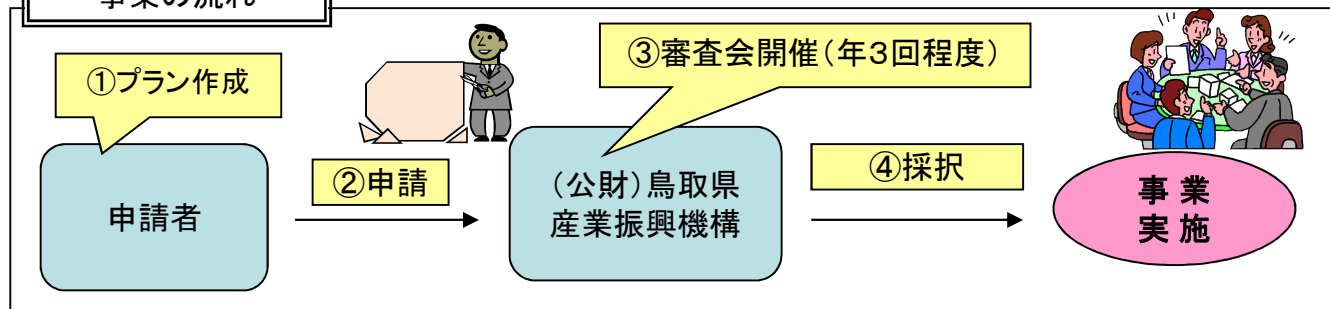
農商工連携を行うために必要な基礎的調査、情報収集、開発検討

対象経費区分	内 容
1. 外部専門家(謝金・旅費)	助成事業者自らが、技術的ノウハウを得る為の外部専門家を受け入れる際に必要な経費(指導者への旅費、謝金)
2. 特許等調査	事業取組み以前に特許等の他社申請状況を調査する為に必要な経費
3. 会場借料	会議を開催するにあたり必要な会場借料および茶菓代
4. 先進地調査・市場調査	先進地調査・市場調査(国内に限る)に必要な旅費および宿泊費
5. 原材料費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、原材料・副資材の購入費
6. 機器・設備利用費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
7. 委託費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、事業の一部の委託に要する経費
8. 雑費	基礎的調査・情報収集・開発・検討に付随的に支出する、専門書購入費および切手代、その他研究開発をする為に必要と認められる経費

補助金額・補助率

助成限度額:600千円 助成率:2/3以内 事業期間:12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電 話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
鳥取県商工労働部産業振興総室	0857-26-7243

次世代・地域資源産業育成事業

事業の目的

本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用した新製品・新技術の研究開発、販路開拓等を行う中小企業者等に対し、助成金を交付します。

対象者

中小企業者、NPO法人、農事組合法人等

支援の内容

助成対象事業の内容は、次のいずれかを活用した製品及び技術の研究開発又は販路開拓等とします。

(1) 次世代産業育成事業

液晶関連、機能的食品、自然エネルギー利用、バイオ等の分野で大学等の研究シーズ及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの

(2) 地域資源活用事業

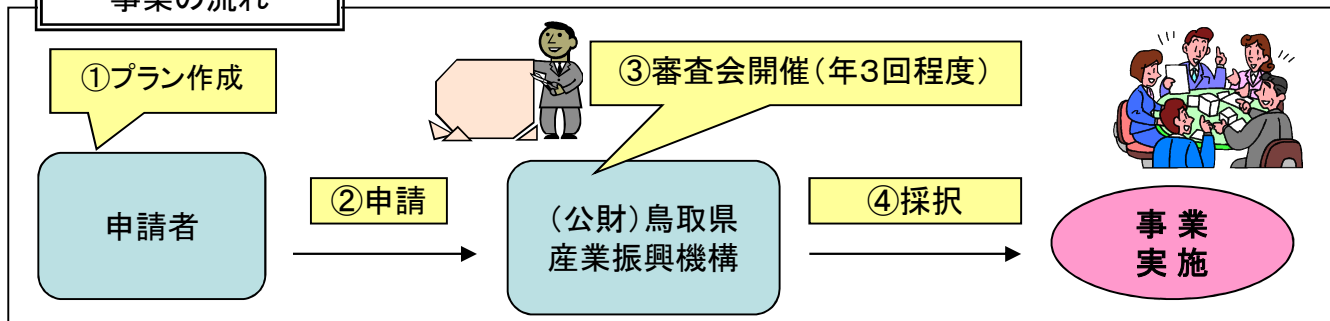
- ア 農林水産品等 地域の特産物として認識されている農林水産物及び鉱工業品
- イ 産地技術 アに掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ウ 観光資源 県内にある文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として認識されているもの



補助金額・補助率

区分	次世代産業育成事業	地域資源活用事業
助成率	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の2/3以内
助成額	限度額20,000千円	限度額6,000千円
補助対象期間	24ヵ月以内	24ヵ月以内
その他	対象経費のうち「共同研究費」については、対象経費総額の5割を下回る場合に限りに、上記の限度額とは別に助成率10/10、5,000千円/12月を限度として助成。	

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
鳥取県商工労働部産業振興総室	0857-26-7243

農医協働連携事業化補助金

事業の目的

農業生産者と医療関係者が連携して行う機能性農産物等の商品開発・販路の開拓、役務の提供等の取組の支援を目的とする。

対象者

農業生産者(中小企業者の新規農業参入を含む)と医療関係者の連携体

支援の内容

- ・生産、加工等に必要な機械・器具費等の経費
- ・生産技術の開発、成分分析・機能性評価等に必要な技術指導費、共同研究費等の経費
- ・販路開拓に必要な広告宣伝費、会場整備費等の経費 等



補助金額・補助率

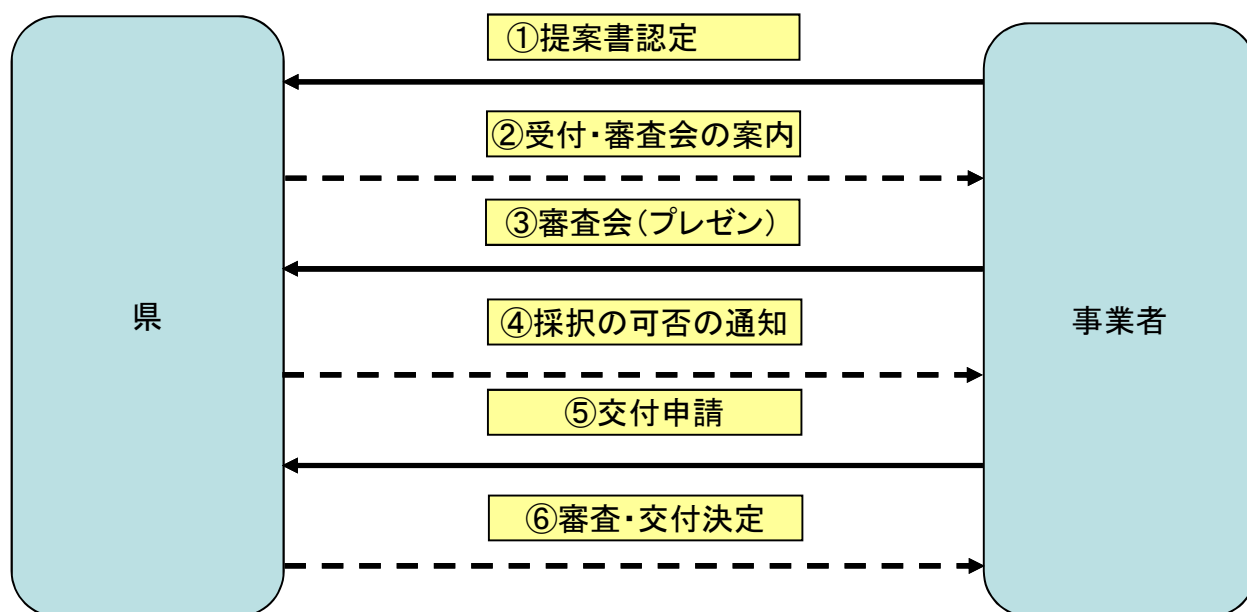
【補助率】補助対象経費の2/3を補助する。
【補助上限額】 3,000千円/1件



補助対象事業

医療分野におけるニーズに対して、農業技術や医学的知見を活用し、農業生産者と医療関係者が連携して行う機能性農産物等の商品開発・販路の開拓、役務の提供等の取組み。

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
商工	産業振興総室産学金官連携室	0857-26-7242

鳥取県有機・特別栽培農産物支援事業

事業の目的

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対し支援する。

対象者

有機認定事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者

支援の内容

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などの取組みに必要な経費を支援する。

- ①有機的管理で使用する機器購入費(ハード)
- ②イベントなどでの消費者交流及び県外市場調査を行うために必要な経費等(ソフト)

補助金額・補助率

- 【補助率及び補助上限額】
- ①事業費の1/3以内(県1/3)。ただし、補助上限30万円
 - ②事業費の1/2以内(県1/2)。ただし、補助上限10万円

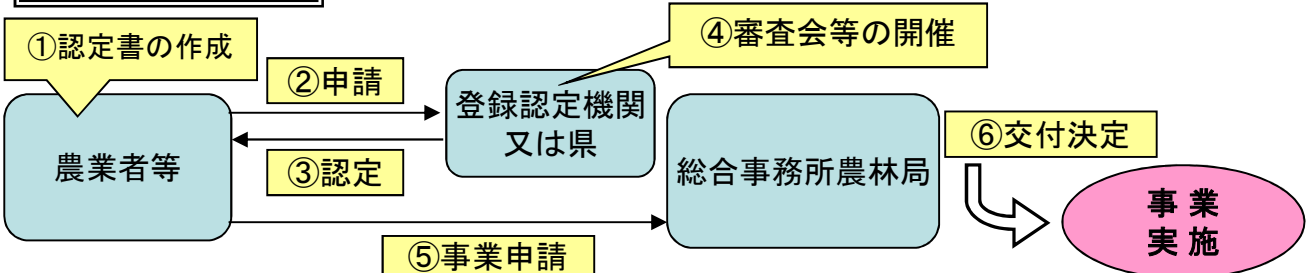
主な要件

次のいずれかの認定を受けていること

- ①有機JASに係る登録認定機関から有機農産物生産行程管理者等の認定
- ②鳥取県特別栽培農産物認証制度での認証



事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課	0857-26-7649
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3553
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2007

環境保全型農業直接支援対策事業

事業の目的

化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

対象者



販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

支援の内容

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、以下の取組を行う農業者を支援する。

- カバークロープの作付
- リビングマルチ・草生栽培の実施
- 冬期湛水管理
- 有機農業の取組

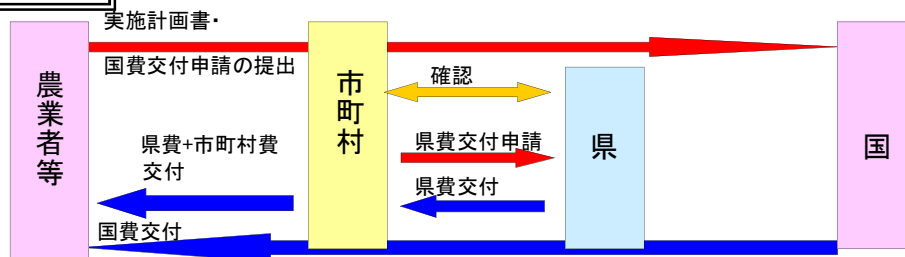
補助金額・補助率

- 支援単価:8,000円/10a
- 補助率:国1/2 県1/4 市町村1/4

主な要件

- エコファーマー認定を受けていること。
※ 有機農業に取り組む販売農家及び共同販売経理を行う集落営農組織が取り組む場合、エコファーマー以外でも対象農家となる特例措置がある。
- 農業環境規範に基づく点検を行っていること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
東部総合事務所農林局地域整備課	0857-20-3574
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3821
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2008

平成24年度鳥取県葉たばこ耕作農家品目転換支援事業

事業の目的

県内の葉たばこ廃作農家が廃作農地に代替品目を作付する営農計画を策定し、当該計画に沿って生産する場合に必要な農業機械等の導入を支援する。

対象者

農協、生産者集団、生産者(葉たばこ廃作農家)

支援の内容

葉たばこ廃作農家が品目転換して営農を継続するために必要な農業機械等の導入
(パイプハウス等施設及び車両等農業以外に利用可能な機械を除き、取得価格が単体で50千円以上のものに限る)

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2(県1/3、市町村1/6)



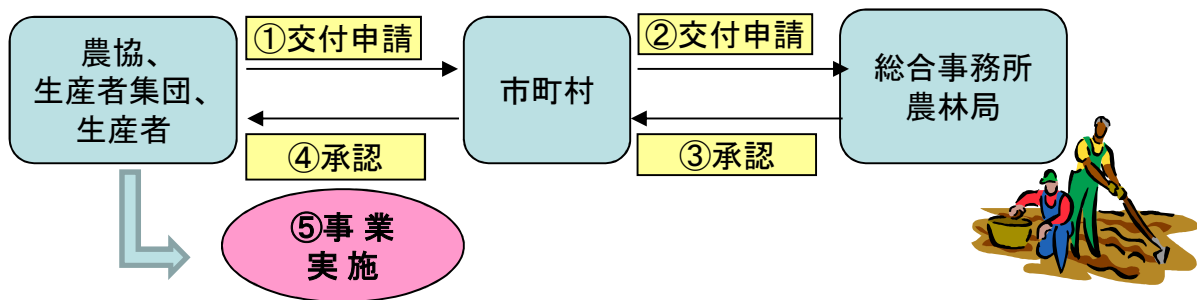
主な要件

- ①葉たばこ廃作農家であること(平成24年産の葉たばこ作付の契約を締結しない農家)
- ②葉たばこ品目転換に係る営農計画書を農家個々が作成すること

事業実施期間

平成24年度限り

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課野菜花き担当	0857-26-7272
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）

事業の目的

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するため、共同利用施設整備を行う農業協同組合等に支援する。

対象者

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合等

支援の内容

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を図るため、必要な共同利用施設整備に必要な経費を支援する。

例：) 穀類乾燥調整施設、農産物処理施設、集出荷貯蔵施設 等

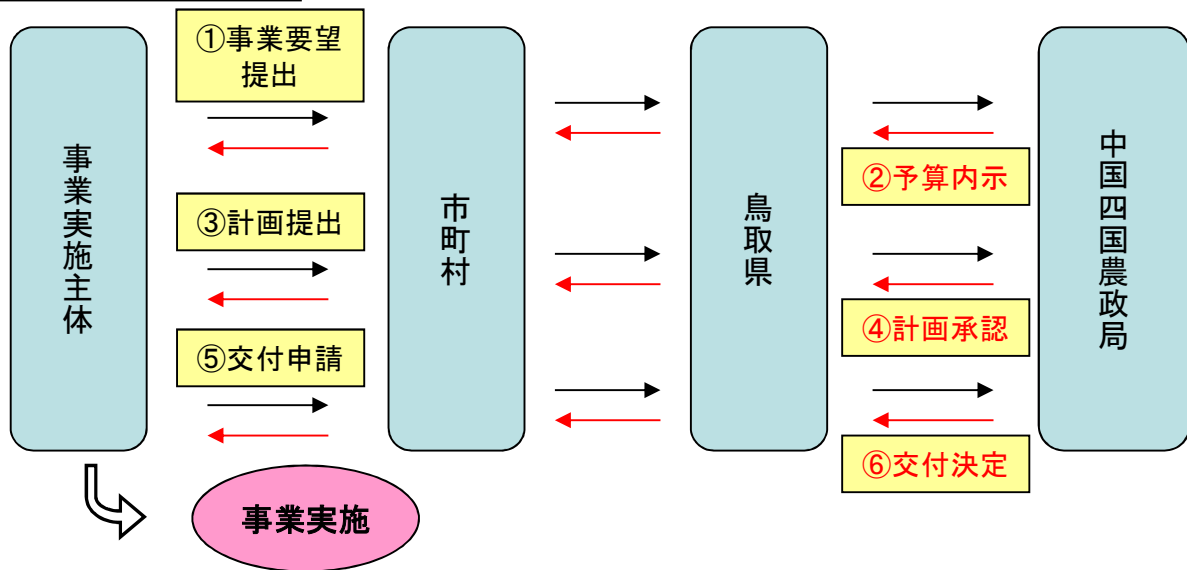


補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2以内を補助する（国1/2以内）

【補助上限額】 1事業あたり1億円

事業の主な流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部生産振興課	0857-26-7282
東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2005

鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

事業の目的

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会

支援の内容

- 推進事業(ソフト)
発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
- 整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設



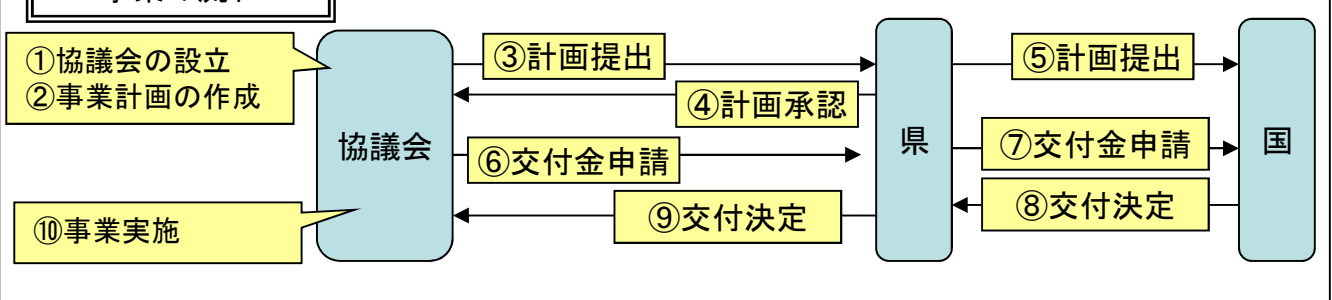
補助金額・補助率

- 推進事業 1/2以内
※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし
- 整備事業 1/2又は55/100以内(5法指定地域)
※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助

主な要件

- 推進・整備事業共通 協議会を構成する市町村が策定する被害防止計画に基づく取組
- 整備事業 受益戸数が3戸以上、費用対効果が1.0以上、使用する資材の耐用年数が5年以上

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部生産振興課	0857-26-7295
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2007

鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金

事業の目的

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

対象者

市町村、農協等(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者)

支援の内容

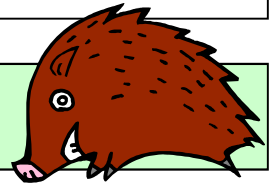
- 侵入を防ぐ対策: 侵入防止柵等の設置
- 個体数を減らす対策: 有害鳥獣の捕獲に係る活動費、捕獲従事者の養成に係る経費、捕獲奨励金

補助金額・補助率

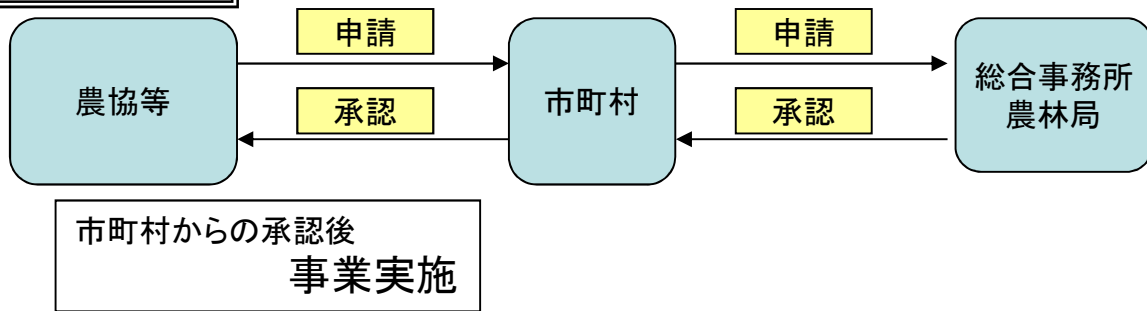
【補助率】事業費の2/3を補助する。(県1/3、市町村1/3)
 ※捕獲奨励金については、市町村が負担する経費の1/2を県が補助
 (県補助上限単価)イノシシ・シカ(猟期外)・アライグマ: 5千円、シカ(猟期): 2.5千円
 ヌートリア: 1.5千円

主な要件

受益農家等が2戸以上の取組



事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農 産 林 産 畜 産	農林水産部生産振興課	0857-26-7295
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3552
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2007

果樹等経営安定資金利子助成事業

事業の目的

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

対象者

果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば)を栽培し、災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた農家。

支援の内容

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時に農協等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。

補助率

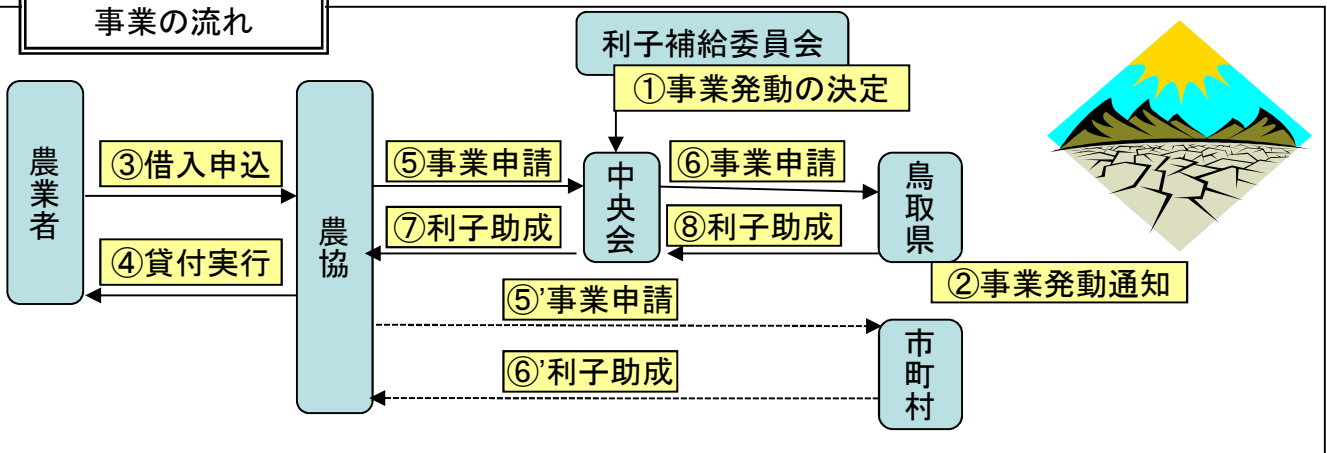
【補助率】 県1/3+農業団体2/3

ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じて農業団体の負担率を少なくする。

主な要件

区分	災害時対応	価格低落時対応	原油価格高騰時対応
発動要件	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、天災資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合
対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバに限る)		
利子補給期間	3年以内、末端金利0%		
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限		
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連		
融資対象	・原則として天災資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、天災資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。		
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。		

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取県生産振興課 0857-26-7414、JA鳥取県中央会 0857-21-2607

農地・農業用施設災害復旧事業

事業の目的

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧します。

対象となる施設

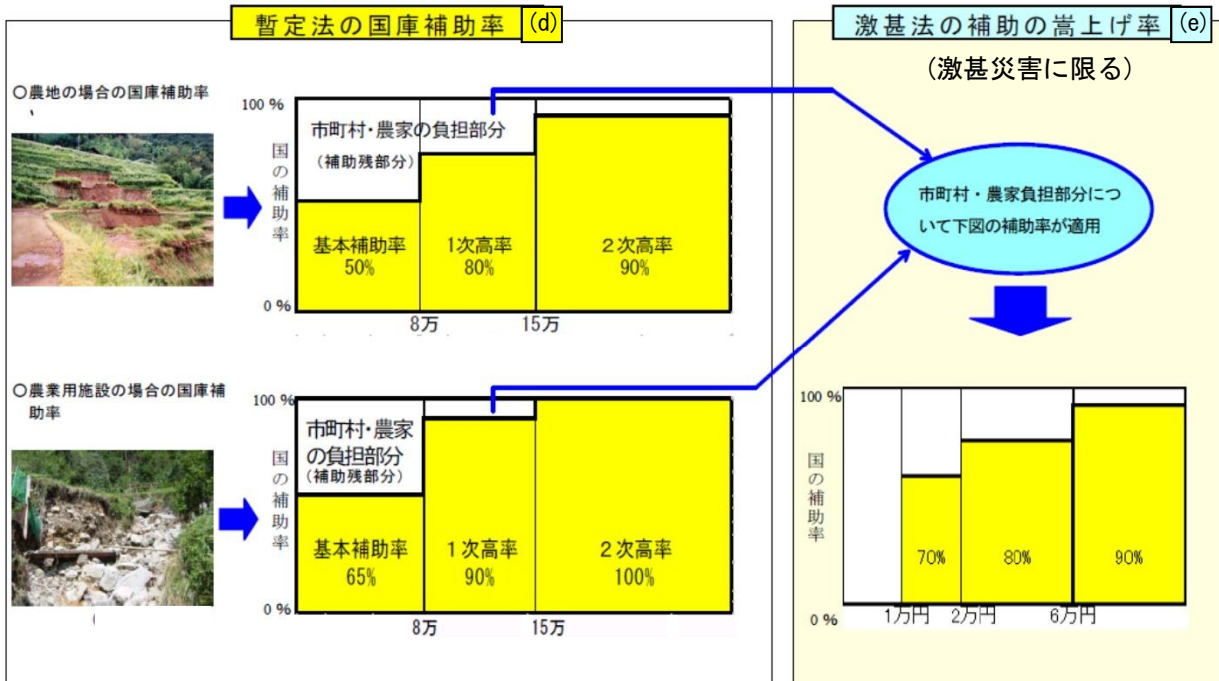
- 農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとする直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とします。
- 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指します。

対象となる災害原因

- 雨量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上
- 風速・・・最大風速15m/sec以上
- 洪水・・・その地点の水位が警戒水位以上。
- 地震・・・特に震度を定めていません。
- 融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。

国庫補助

- 国庫補助の対象となる災害復旧事業は、1箇所の工事の費用が40万円以上です。
- 農業用施設は、受益戸数が2戸以上あることが国庫補助の条件です。
- 基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%です。
- 関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げがあります。
- 激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費（市町村・農家の負担分）に応じてさらに補助率の嵩上げがあります。
- 農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象となります。
- 災害復旧事業の要件に該当するもので、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工（応急本工事）をすることもできます。



連絡先

農林水産部農地・水保全課 0857-26-7325
 東部総合事務所地域整備課 0857-20-3570
 八頭総合事務所地域整備室 0858-72-3820

中部総合事務所地域整備課 0858-23-3172
 西部総合事務所地域整備課 0859-31-9662
 日野総合事務所地域整備室 0859-72-2009

耕作放棄地再生推進事業

事業の目的

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用した耕作放棄地解消の取組等に対し、県と市町村とで助成することにより取組主体の負担を軽減し、県内の耕作放棄地の早期解消を推進する。

対象者

地域耕作放棄地対策協議会、農業者又は農業者等の組織する団体等

支援の内容

①再生作業に対する支援

- ・事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。
- ・国事業の対象とならない軽微な再生についても、事業費を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

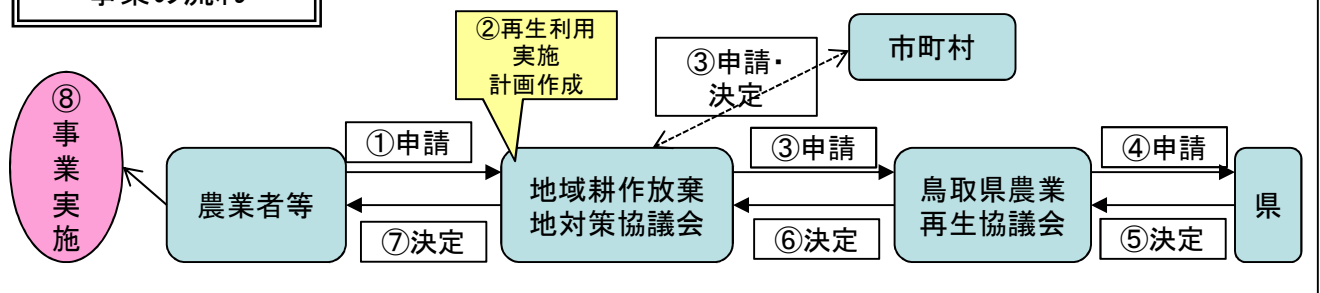
②施設等補完整備に対する支援

1ヶ所当たり事業費が200万円未満の基盤整備等について、事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

主な要件

- ①地域耕作放棄地対策協議会が再生利用実施計画を定めていること。
- ②土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること。
- ③再生を行う耕作放棄地が農振農用地区域内の農地であること(市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)

事業の流れ



	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7685
	東部総合事務所農林局農林業振興課	0857-20-3557
	八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2004

農地を守る直接支払事業

事業の目的

平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利性を是正するため協定農用地面積に応じて助成する。

対象者

市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等



支援の内容

特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

補助金額・補助率

10a当たり交付単価(円)

	急傾斜	緩傾斜	★補助率 国1/2 県1/4 市町1/4 特認地域は全て1/3
田	21,000	8,000	
畑	11,500	3,500	
採草放牧地	1,000	300	

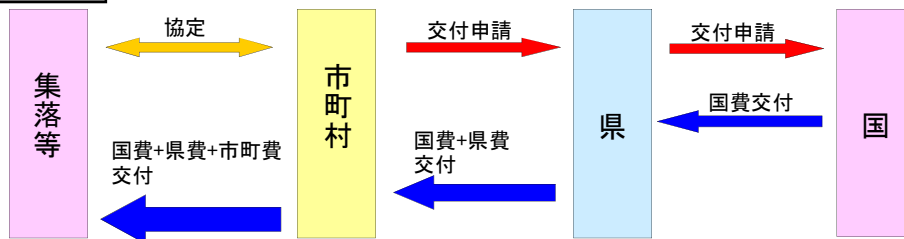
※ 集落マスタープランの作成や、農業生産活動等の必須活動の実施によって上記単価の8割交付。

※ 農用地等保全マップ作成や、担い手への農地集積等の前向きな取組の実施によって上記単価の10割交付。

主な要件

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。

事業の流れ



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
東部総合事務所農林局地域整備課	0857-20-3570
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3821
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9662
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2008

産地活性化総合対策事業のうち自給率向上重点対策事業 飼料生産拠点育成地区事業

○事業の目的

産地全体の飼料自給率の向上及び生産拡大を総合的に支援

○事業対象

受益農家及び事業参加農家が5戸以上



○支援の内容

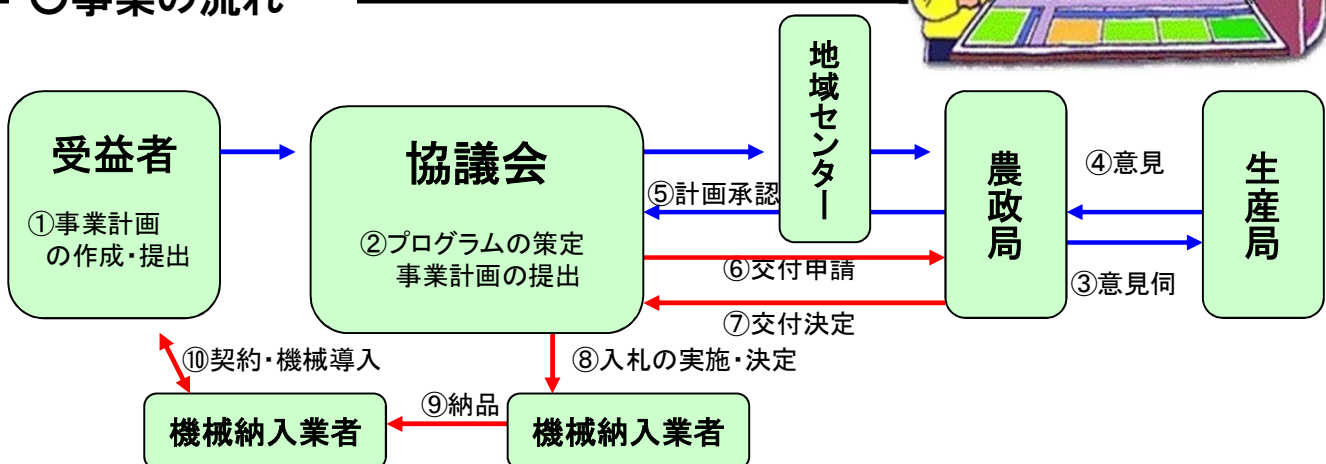
- ①生産技術・人材育成等ソフト事業（必須）：補助率1/2以内
- ②施設の整備（ハード事業：補助率1/3以内）
- ③機械導入リース事業：補助率1/2以内

○主な要件

- ①市町村・農業関係者・受益者等で構成された協議会を設立
- ②作業面積が20ha以上拡大することもしくは自給飼料を広域流通（30km以上）



○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター

0857-22-3154

鳥取県農林水産部畜産課酪農草地担当

0857-26-7291

酪農環境負荷軽減支援事業

○事業の目的

酪農経営の農地の保全や地域活性化の機能を生かすために環境負荷軽減に配慮した経営へと転換し、将来にわたり、安定的に継続できる経営を目指す。

○事業対象

酪農家等



○支援の内容

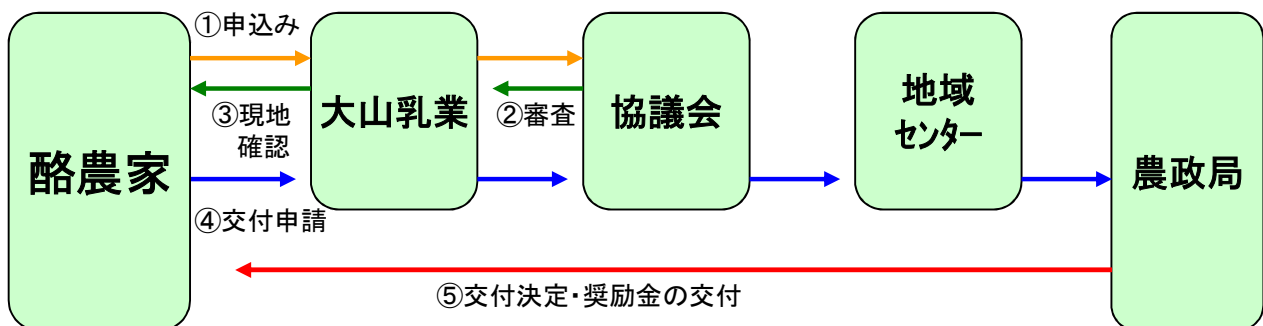
支援単価＝15,000円/ha

○主な要件

- 5ポイント { ①分析に基づいた施肥設計 ②耕畜連携の取組 ③緩衝帯の設置
④不耕起栽培の実施 ⑤景観作物の導入 ⑥放牧の実施
⑦河川敷等未利用地の活用 ⑧スラリーの土中施肥 ⑨家畜排せつ物の強制発酵
- 10ポイント { ⑩リビングマルチの導入 ⑪無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
⑫パーラー排水等処理の高度化 ⑬冷温ヒートポンプの導入 ⑭知事の認める取組

※上記の中から15ポイント以上分の取組を選択し実施が条件。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター 0857-22-3154
鳥取県農林水産部畜産課酪農草地担当 0857-26-7291

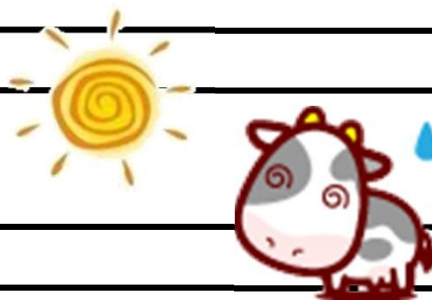
酪農飼養環境改善対策支援事業

○事業の目的

暑熱対策を効果的に講じることで夏場の生産性の低下の抑制と繁殖成績の早期回復を図り、県全体の生乳生産性の底上げを図る。

○事業対象

県内酪農家（法人含む）



○支援の内容

暑熱対策に取り組む農家に、送風装置等を一定期間貸し付けた後、譲渡する場合の施設整備に係る経費を助成。補助率：1/3

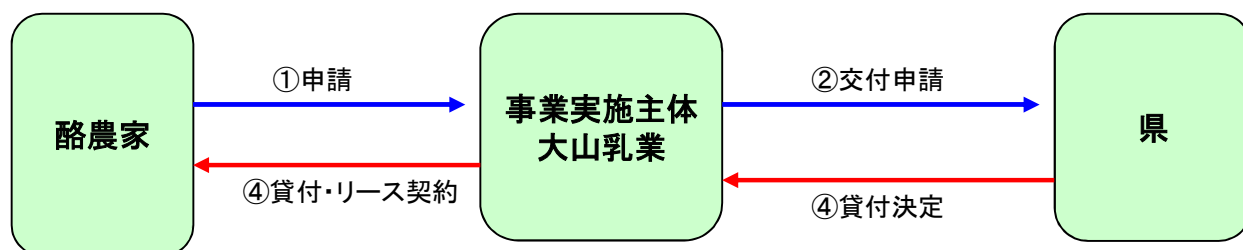
対象機械
送風装置、インバーター

○主な要件

- ①送風装置の増設・更新に取り組む
- ②効果的に送風するためのインバーター設置



○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部
農林水産部畜産課酪農草地担当

0858-52-2221
0857-26-7291

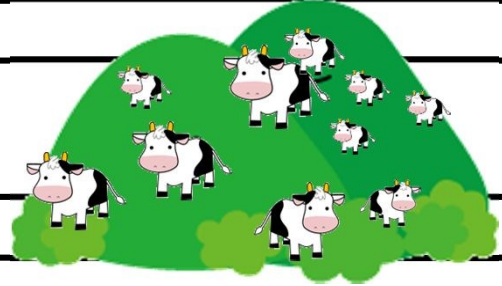
がんばる酪農支援事業 ～乳牛緊急増頭事業～

○事業の目的

平成30年度に鳥取県の生乳生産量を62,000tにするため、大山乳業農協が緊急的に乳用牛を導入する事業に対し融資する

○事業対象

大山乳業農業協同組合



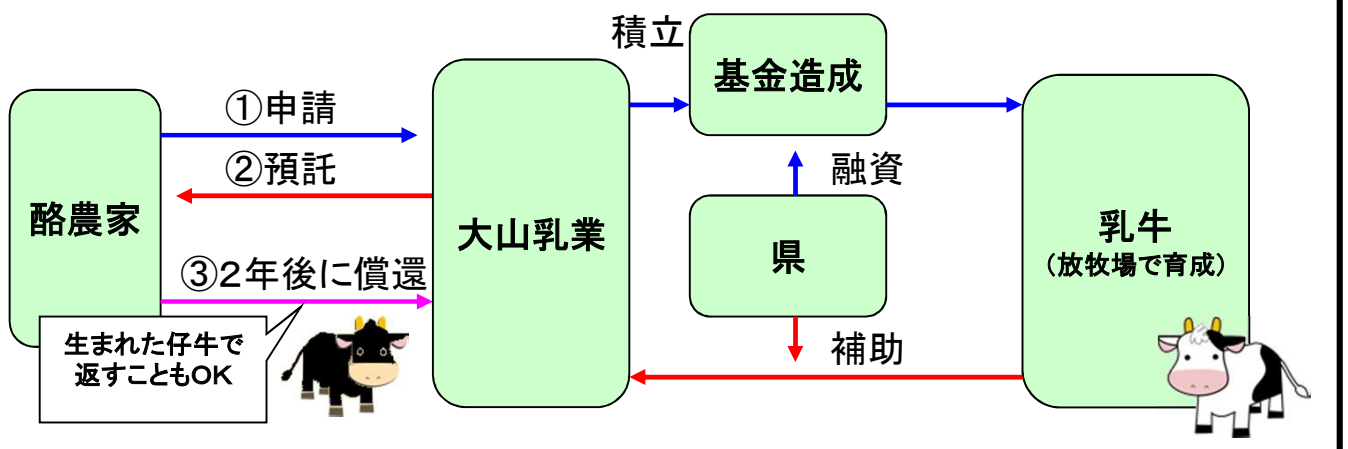
○支援の内容

大山乳業農業協同組合が乳用種育成牛を県外等から購入し、育成後農家に預託貸付する。育成中の事故等で育成費増加分と二回目分娩にかかる受精卵移植費等の費用増加分について、経費の1/2を助成する。

○主要要件

大山乳業が預託貸付する酪農家が、増頭に取り組む農家であること
(更新は不可)

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部 0858-52-2221
農林水産部畜産課酪農草地担当 0857-26-7291

第10回全共出品対策事業

○事業の目的

第10回全国和牛能力共進会で、鳥取全共を上回る成績を収めることを目標に、鳥取全共の反省を活かした「牛づくり」、「人づくり」、「組織づくり」を行い、(1)子牛の付加価値をあげる、(2)市場性を高める、(3)鳥取和牛の評価を高める、(4)後継者の育成、(5)飼養頭数・戸数の増加といった取り組みにより、鳥取県の和牛振興を図る。

○対象者

第10回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会（事業実施主体）
各地域出品対策協議会、全共候補牛飼養者、鳥取県牛肉販売協議会



○補助率

県1/2、JAグループ及び生産者1/2

○支援の内容

	事業名	受益者または事業主体	内容
1	地域出品対策協議会活動費	地域出品対策協議会	地域の出品対策協議会開催経費及び各地区で行う技術研修会、地域内で行う集合訓練の実施経費について支援する。
2	出品対策部会主催講習会開催費	全共推進委員会（県出品対策部会）	各地区の指導者の知識・技術向上を図るため、全国和牛登録協会から講師を招聘し審査研修会等を開催するための経費。
3	指定交配漏れ牛価格助成	繁殖農家（指定交配母牛所有者）	全共のための指定交配で生産された子牛の内、候補牛として選定されずせりに上場したのに対し、基準価格を下回った場合に、売買価格との価格差を補償する。
4	種牛保留助成費	繁殖農家（全共候補牛所有者）	出品候補牛を保留し、牛づくりに向けた管理に対して、増加する経費を支援。
5	全共出品牛予防接種証明書費助成	繁殖・肥育農家（全共出品牛所有者）	全共出品のために必要となった予防接種等に要する経費を支援する。
6	削蹄助成費	繁殖・肥育農家（全共候補牛所有者）	出品候補牛は全共出品牛として要求される美しい姿勢維持のために、増加した削蹄費用を支援。
7	集合審査・県予選出品助成	繁殖・肥育農家（全共候補牛所有者）	全共出品牛の選抜を行う集合審査・県予選会への出品に際し発生する輸送費・予防摂取費用を支援。
8	全共出品負担金	全共推進委員会	全共に参加するため、第10回全共の主催者である社団法人全国和牛登録協会へ支払う負担金。
9	獣医師雇用費	全共推進委員会	全共期間中の鳥取県専属の獣医師を雇用するための経費。
10	出品牛保険・輸送・予防接種費助成	全共出品者	第10回全共の開催地である長崎まで出品牛を輸送する際の輸送費及び輸送保険費について支援する。
11	出品者・出品牛用具購入助成	全共推進委員会	鳥取県の代表として出場する出品者及び出品牛のユニフォーム等の購入に要する経費。
12	出品説明会激励会開催費	全共推進委員会	全共開催直前に出品者を対象に出品説明会・激励会を開催するための経費。
13	出品者ヘルパー費用助成	全共出品者	全共開催中に出品者の地元の牛の管理を委託するヘルパーの雇用費用を支援。
14	出品者日当・保険費助成	全共出品者	全共出品者の日当、傷害保険の加入経費を支援する。等の必要経費相当額として日当。大会期間中の傷害保険に
15	出品者等の旅費及び滞在費	全共出品者	全共出品者及び関係者の旅費及び滞在費に係る経費について支援する。
16	出品漏れ枝肉販売対策	肥育農家（全共候補牛所有者）	全共肉牛の部の肥育牛が出品牛から漏れた場合、枝肉価格が再生可能な基準金額を下回った場合にその差額を補填する。
17	全共優秀成績報償費	地域出品対策協議会	全共で優等3席(3位)以内に入賞した出品牛の所有者が所属する地域協議会に対する報償費。
18	県予選会開催経費	全共推進委員会	全共出品牛を選抜するための第1次予選会、最終予選会を開催に要する経費。
19	全共併催行事参加経費	鳥取県牛肉販売協議会	全共会場で同時開催される各県の銘柄和牛PRのためのイベントへの出展に要する経費を支援する。
20	事務局運営経費	全共推進委員会	全共推進委員会、出品対策部会の開催に要する経費。

☎ 問い合わせ先 ☎

農林水産部畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

「鳥取和牛オレイン55」 ブランド向上推進事業



○事業の目的

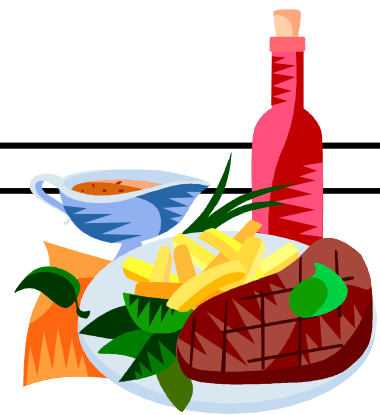
「鳥取和牛オレイン55」の生産頭数を増加させるため、繁殖雌牛のオレイン酸能力改良のための雌牛導入、オレイン酸能力の高い肥育素牛の導入等に支援を行い、生産頭数増加のための体制整備を行う。

○事業対象

- ①オレイン酸能力の高い雌牛を導入したい方
- ②オレイン酸能力の高い肥育素牛を導入したい方

○補助金額・補助率

- ①オレイン酸高能力雌牛導入支援
能力に応じて95,000円以内/頭
40,000円以内/頭
20,000円以内/頭
- ②「鳥取和牛オレイン55」増産対策（肥育素牛支援）
40,000円以内/頭 ※事業内容については下の表参照



○主な内容及び要件

区分	事業名	内容	要件
①	オレイン酸高能力雌牛導入支援	高能力雌子牛を繁殖雌牛として導入する経費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・オレイン酸の期待育種価が県内上位である雌牛 ・脂肪交雑、ロース芯面積の期待育種価が県内上位である雌牛 ・導入後5年間保留すること
②	「鳥取和牛オレイン55」増産対策	高いオレイン酸含量と脂肪交雑が期待できる肥育素牛を導入する経費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・オレイン酸の期待育種価が県内上位である肥育素牛 ・脂肪交雑の期待育種価が県内上位である肥育素牛 ・オレイン55を認定する市場へ出荷すること

☎ 問い合わせ先 ☎

農林水産部畜産課肉用牛担当

0857-26-7290

和牛増頭対策推進事業

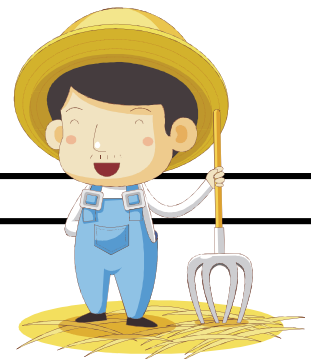


○事業の目的

和牛の新規参入者の育成確保、担い手農家の規模拡大、和牛経営の体質強化を図るための施策を実施する。

○事業対象

- ①和牛の増頭をしたい方
- ②新しく繁殖和牛の経営をはじめたい方
- ③受精卵を活用したい方
- ④鳥取独自の和牛を飼養している方



○補助金額・補助率

- ①担い手施設整備支援：県1/3、市町村1/6
- ②新規参入円滑化支援：県1/3、市町村1/6
- ③受精卵移植技術利用促進：県1/4、全農1/4
- ④種牛性を持った鳥取独自の系統保留支援：県定額125,000円/頭
※事業の内容については下の表参照

○主な内容及び要件

区分	事業名	内容	要件
①	担い手施設整備支援	増頭のための牛舎整備	繁殖牛舎 ・繁殖牛の飼養頭数の30%以上の増頭を行うための牛舎整備。ただし最低限5頭以上の増頭を条件とする。 肥育牛舎 ・肥育牛舎の飼養頭数の20%以上の増頭を行うための牛舎整備。ただし最低限10頭以上の増頭を条件とする。
		増頭に伴う堆肥舎整備	増頭に伴う堆肥舎の整備費に対する助成 ・増頭後の規模が10頭以上となる農家
②	新規参入円滑化支援	施設整備	繁殖経営への新規参入者の畜舎・堆肥舎等の整備に対する助成 ・規模が15頭未満
		雌牛導入	繁殖経営への新規参入者の繁殖雌牛の導入に対する助成 ・規模が15頭未満 ・導入後5年間保留すること
③	受精卵移植技術利用促進	受精卵移植によって、和子牛の生産拡大、雌牛の改良を図るため、受精卵の移植経費に対して助成	・登記可能な和牛受精卵であること ・移植証明書、移植料の証拠書類 ・生産された子牛はせりに上場させること
④	種牛性を持った鳥取独自の系統保留支援	鳥取県独自の系統の雌牛の体内受精卵を採取した場合、協力費として一定額を助成	・鳥取県和牛育种組合が指定した雌牛であること ・鳥取県和牛育种組合が指定した種雄牛を交配すること



農林水産部畜産課肉用牛担当

0857-26-7290

肉用牛肥育経営安定対策事業

○事業の目的

牛枝肉価格が著しく低下した場合に、補てん金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。



○事業対象

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

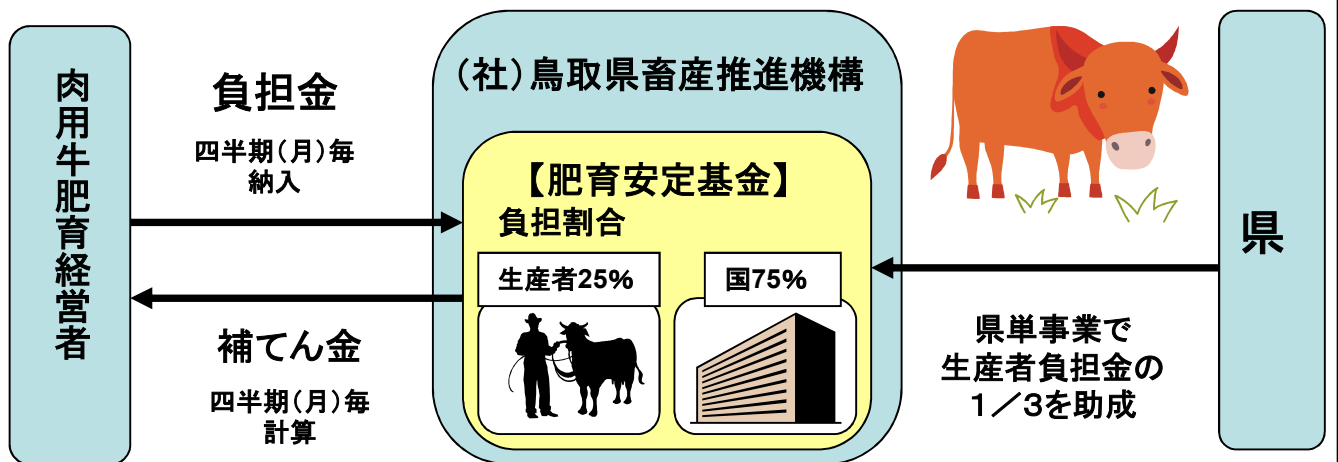
○支援の内容

四半期（又は1カ月）の肥育牛1頭あたりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に補てん金を交付する。

○主要要件

- ①原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ②業務対象年間は平成22年～平成24年度の3年間で、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(社)鳥取県畜産推進機構
農林水産部畜産課肉用牛担当

0857-26-2756
0857-26-7290

肉用子牛価格安定対策事業

○事業の目的

子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図る。



○事業対象

肉用子牛生産者及び法人（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

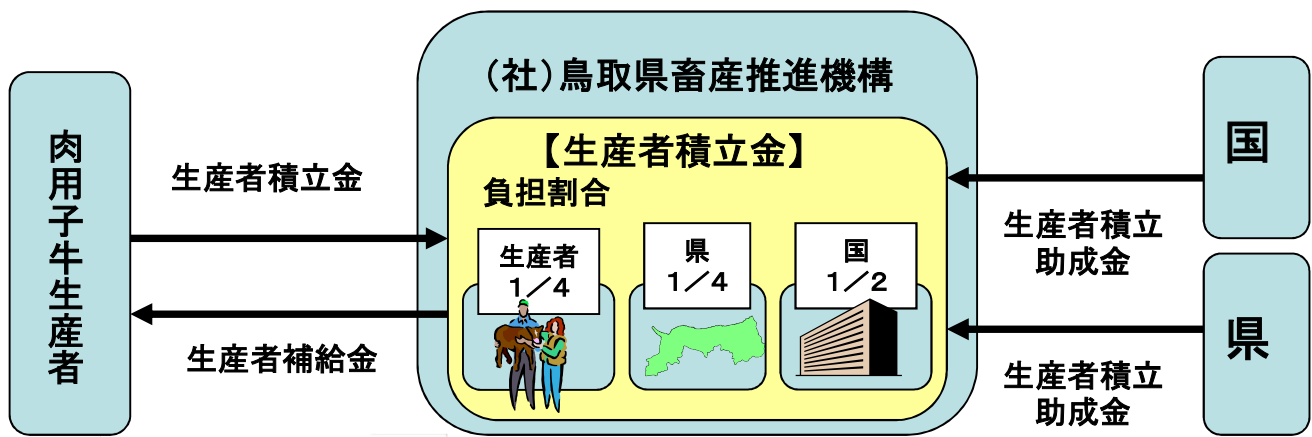
○支援の内容

肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付する。

○主な要件

- ①生産者と指定協会（（社）鳥取県畜産推進機構）との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約が必要。
- ②指定協会に対し満2カ月例に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(社)鳥取県畜産推進機構
農林水産部畜産課肉用牛担当

0857-26-2775
0857-26-7290

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

○事業の目的

鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として交付する。

○事業対象

鳥取地どり生産者

○支援の内容

- ①鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等
- ②鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械

○補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/3を補助する。

- 【補助上限額】 ①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては 1/10以内
- ②上記①以外の場合は1/3以内（ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。）

○主な要件

- ①施設整備：鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者
- ②機械整備：鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者

 問い合わせ先 

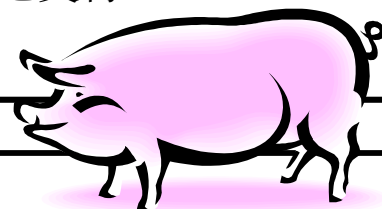
農林水産部畜産課企画中小家畜担当

0857-26-7831

養豚経営安定対策事業

○事業の目的

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、補填金を交付して養豚経営の安定を図る。



○事業対象

養豚経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

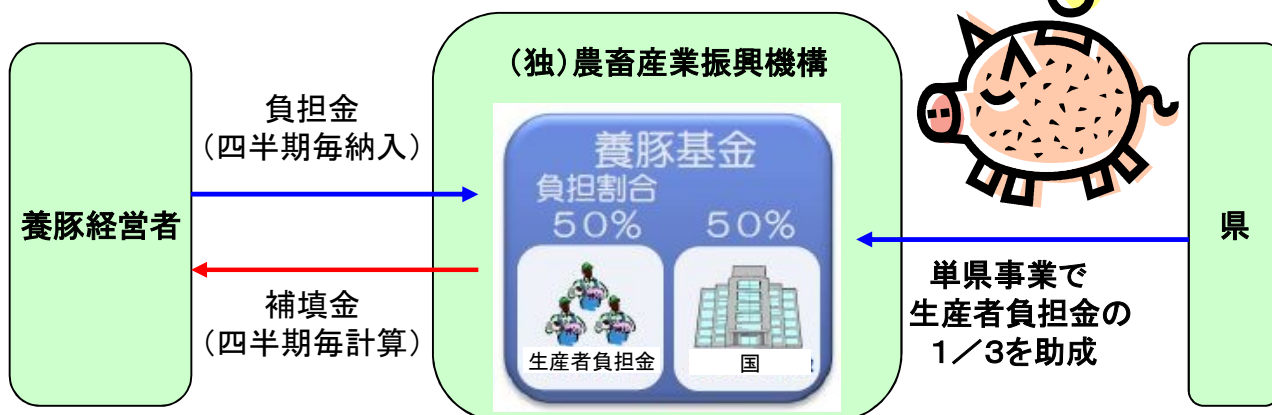
○支援の内容

枝肉平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に補填金を交付する。

○主要要件

- ① 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者
- ② 原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ③ 業務対象年間は平成23～平成28年度の6年間で、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



(社)鳥取県畜産推進機構

鳥取県農林水産部畜産課企画中小家畜担当

0857-21-2775

0857-26-7831

畜産高度化支援リース事業 たい肥調整・保管施設リース事業

○事業の目的

たい肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対してたい肥の調整・保管に必要な施設等を貸し付ける。

○事業対象

- ・畜産農家（法人を含む）
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人・財団法人
- ・農協・畜産農家が株主又は出資の議決権の過半数をもつ会社

○支援の内容

耕種農家へ販売するまでの保管もしくは、保管中に耕種農家のニーズに即したものに調整するための施設等へ補助（1/2補助付きリース）

対象施設・機械

たい肥置き場、発酵機（装置）、ショベルローダー、マニアスプレッター
ダンプカー、トラック

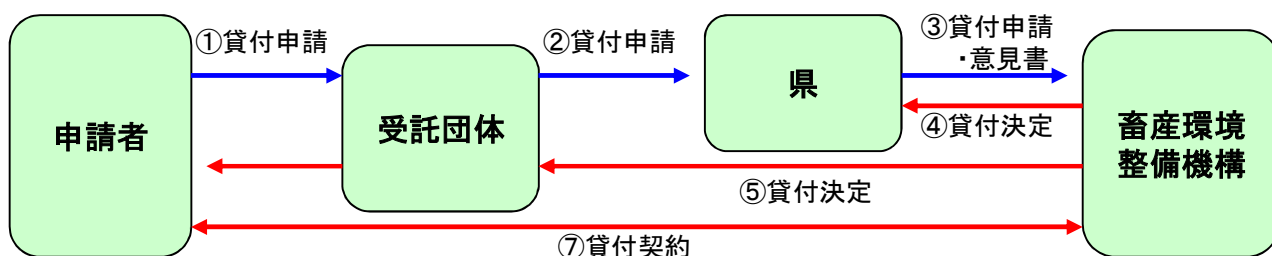


○主な要件



- ①耕種農家と利用契約を締結すること
- ②たい肥調整・保管施設で保管されたたい肥は全て耕種農家へ販売

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

全農鳥取県本部畜産課	0858-55-2941
大山乳業農業協同組合	0858-52-2221
鳥取県配合飼料価格安定基金協会	0857-53-6636
鳥取県農林水産部畜産課酪農草地担当	0857-26-7291

農産加工グループ、農業法人等のみなさま！

地元食材を使った加工品の開発・販路開拓 を支援します！

1 事業名 「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」

2 補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、
「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が6人以上の事業者を除く。)

3 補助内容

内容	対象経費
1 地元農林水産物を使用した新商品の開発	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等
2 成功事例の視察研修の実施	
3 消費者を対象としたモニタリングの実施	
4 県内量販店等での試食・販売PRの実施	
5 その他目的達成に必要な事項	

4 補助率及び補助金額 (補助金総額 1,000千円)

補助率：補助対象経費の1/2
補助上限額：25万円/1事業者

5 申込方法

別紙計画書をお近くの総合事務所に提出して下さい。

提出締切 第1次募集：平成24年5月11日

第2次募集：平成24年8月3日

※計画書を受理した後、計画説明会を開催しますので、専門家からアドバイスを受けることができます。

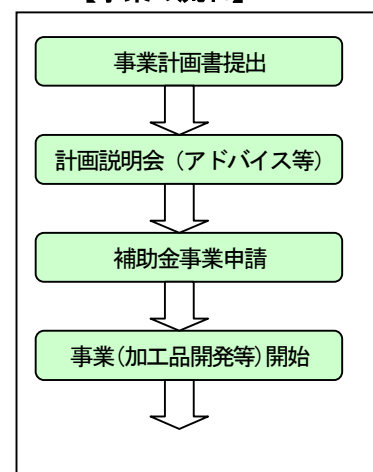
※計画説明会后、アドバイスを参考に補助金申請の手続きをしていただきます。

6 注意事項

- 補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外となります。
- 補助事業者は、補助事業に関する書類を事業の完了した年度から5年間保管してください。



【事業の流れ】

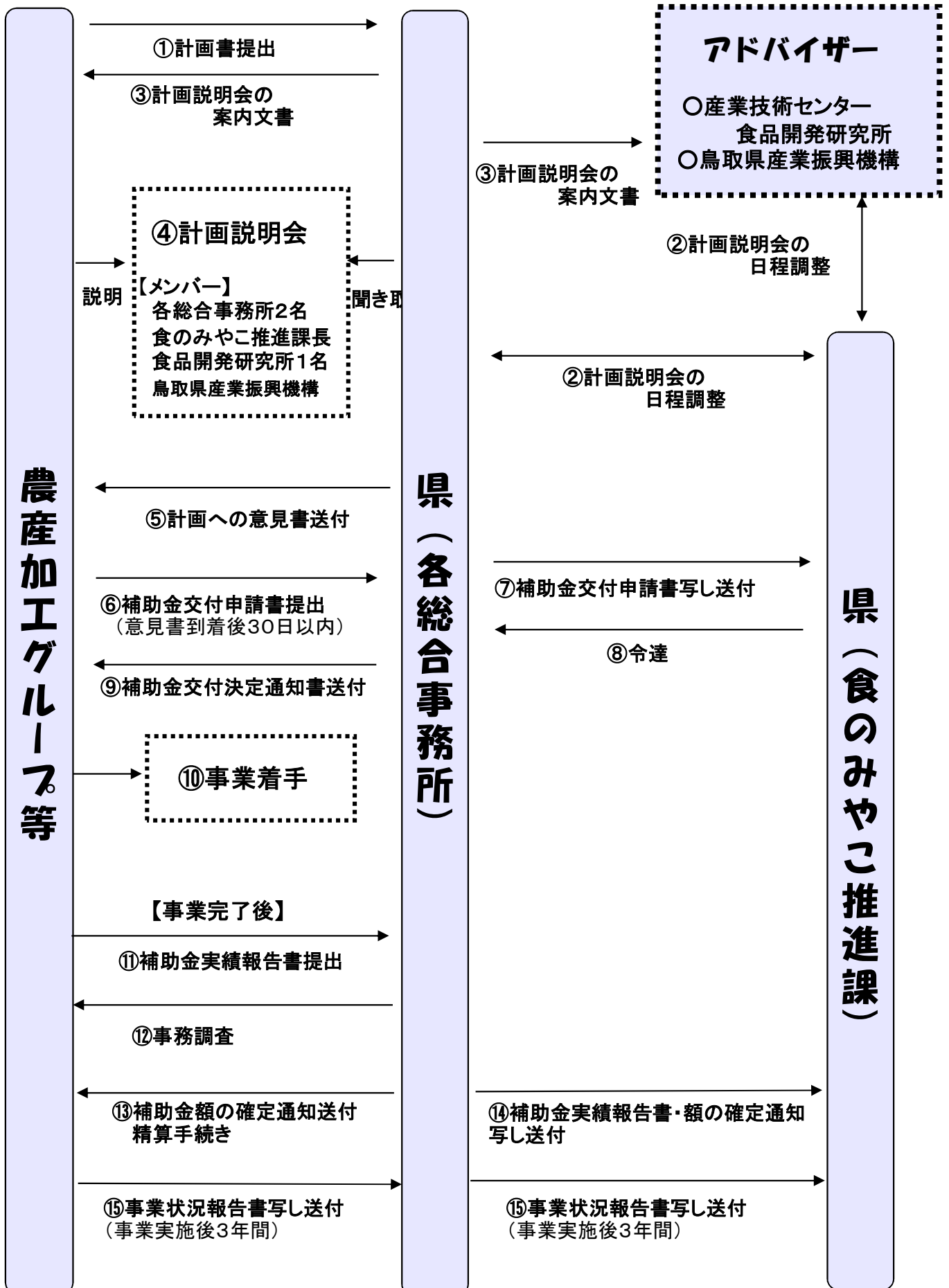


【お問い合わせ先】 お近くの総合事務所にお問い合わせ下さい。

東部総合事務所	県民局 県民課	0857-20-3655
八頭総合事務所	農林局 農業振興課	0858-72-3808
中部総合事務所	県民局 企画総務課	0858-23-3298
西部総合事務所	県民局 商工労働課	0859-31-9648
日野総合事務所	農林局 農業振興課	0859-72-2007



とっとりオリジナル加工品づくり支援事業 事務フロー図



農産加工グループ、農業法人のみなさま！

地元食材を使った加工品の県内外への

販路拡大を支援します！

規模拡大し、量産したい！
衛生管理を充実したい！
時間を省きたい！！

1 事業名 「加工品ステップアップ支援事業」

2 補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)

3 事業内容

次のどれかにより、県内外量販店等へ販路拡大を図る取組みを支援します。

○販売戦略の企画

○販路拡大に必要な知識や技術等の習得

○県産農林水産物を使用した既存加工品のレベルアップ(量産化、効率化、品質向上等)



【支援内容】

(1) 専門家による継続した研修会・講習会の実施(当該年度内に数回実施すること)

必須

(2) 販路拡大に必要な備品購入

4 補助対象経費

※消費税及び地方消費税は除く。

講師謝礼及び旅費

備品費(30千円以上のもので、備品費総額で2,000千円を上限とする。)

5 補助率及び補助金額(補助金総額 2,300千円)

補助率:補助対象経費の1/2

補助上限額:1,150千円/1事業者

6 採択事業の決定方法

審査会において事業計画等のヒアリングを行い、採択事業を決定します。

(1) 審査会日:平成24年5月下旬

(2) 審査内容:審査基準に照らし合わせて適否を判断し採択事業を決定

※採択事業が予算枠に達しなかった場合は、適宜追加募集を行います。

7 募集期間

(1) 募集締切日:平成24年5月11日

(2) 応募方法:郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれでも可

応募用紙は鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手可

<http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>



【申込み・お問い合わせ先】鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

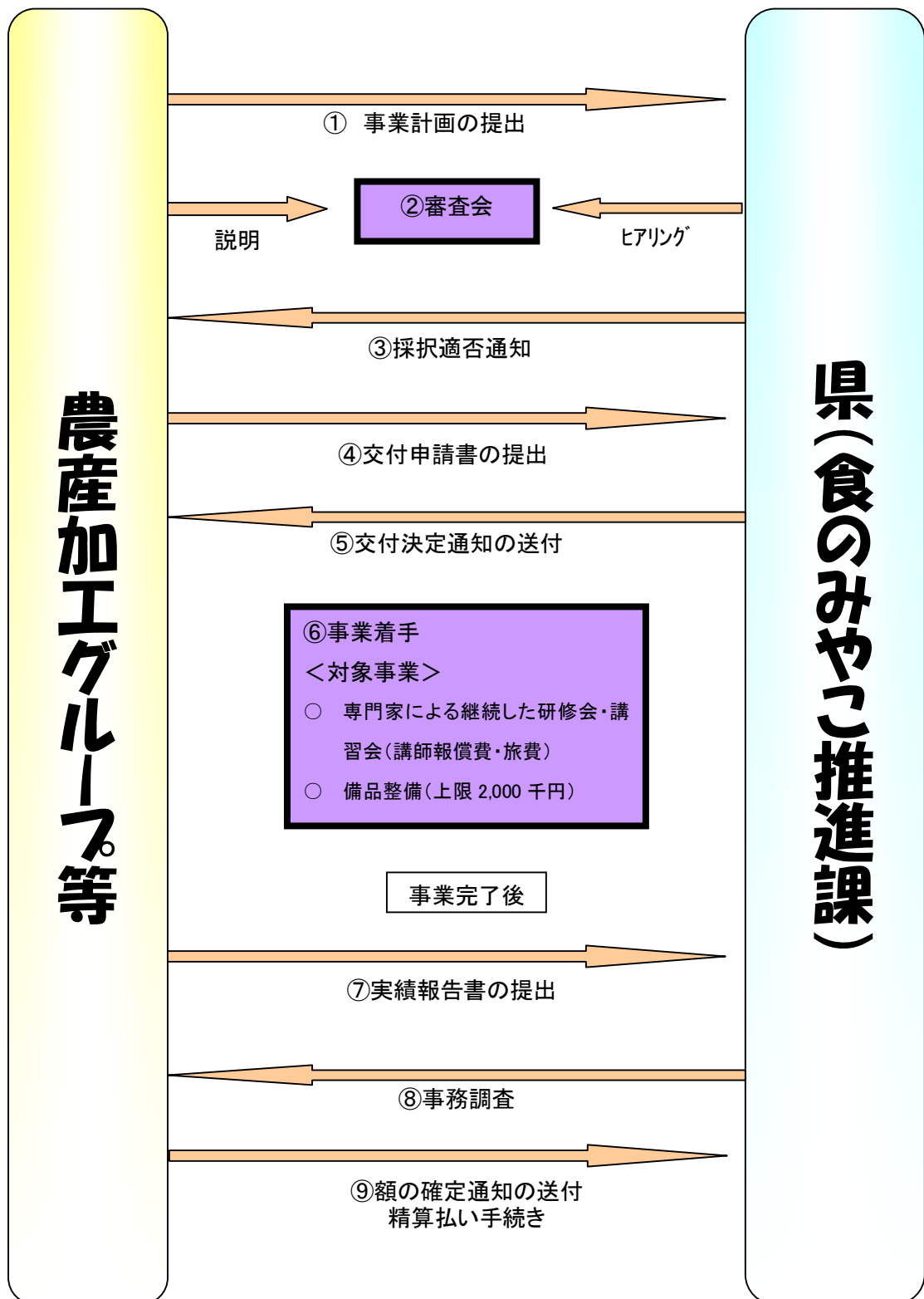
電話 0857-26-7836

ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール syokunomiyako@pref.tottori.jp



加工品ステップアップ支援事業 事務フロー図



県外量販店へ販路開拓を目指しているみなさま！

まずは**県内イオン店舗で実演販売**に取り組んでみませんか！

1 事業名 「打って出る販売チャレンジ支援事業」

2 事業対象者

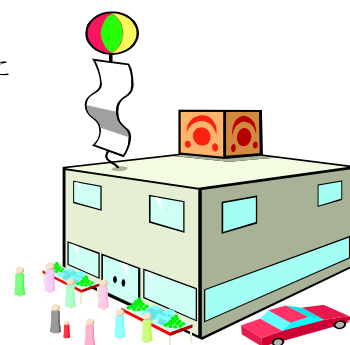
県内の農産加工グループ、農業法人、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員5人以下の事業者)、鳥取県ふるさと認証食品認証事業者(従業員5人以下の事業者)

3 事業内容

県外量販店へ販路開拓を目指している農産加工グループ等が、県産農林水産物を使用した加工品(以下「県産加工品」という。)を以下のとおり実演販売を行なうことで、県外量販店へ販路開拓に繋げていく。

【実演販売内容】

- 1 時期 : 平成24年7月1日～平成25年3月31日の間
- 2 期間 : 2日以上7日以内
- 3 場所 : イオン鳥取北店又はイオン日吉津店
- 4 内容 : 県産加工品の対面及び試食販売を実施し、販売及び商談方法の習得、消費者ニーズの把握等



4 補助対象経費

項目	対象経費
実演販売に係る経費	店舗販売経費(冷蔵・冷凍ケース、ワゴン、平台等の借上料)、細菌検査代、PL保険代等
PR資材作成費	実演販売で使用するPR資材代(チラシ・のぼり旗・ポップ作成費)
旅費	実演販売実施者に係る旅費
その他	商品・資材搬出入に係る経費

5 補助率及び補助金額 (補助金総額 750千円)

補助率 : 補助対象経費の1/2

補助上限額 : 150千円/1事業者

6 申込方法

別紙「打って出る販売チャレンジ支援事業 実演販売申込書」を県庁食のみやこ推進課に提出して下さい。

※申込受付期間 : 平成24年4月1日～11月30日(予定)

※申込みから実施までの流れ : 別紙「打って出る販売チャレンジ支援事業の流れ」を参照

7 注意事項

- ・本事業の補助対象期間は、1事業者1回/年とし、2事業年度を限度とします。
- ・申込みから実施までは約3ヶ月かかるため、それを見越して申込みを行ってください。
- ・申込みのあった商品は、イオンによる事前の商品チェックを受けていただきます。
- ・事業対象者はイオンと実演販売の契約を結び、鳥取県物産協会と代金決済に係る口座振込手続を行います。
- ・事業対象者には実演販売に係る手数料の負担が発生します。
※手数料 : イオンへ売上高の約15%、鳥取県物産協会へ売上高の約5%及び送金手数料 等
- ・補助金の申請手続は、契約を結ぶ前に行ってください。

【申込み・お問い合わせ先】鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

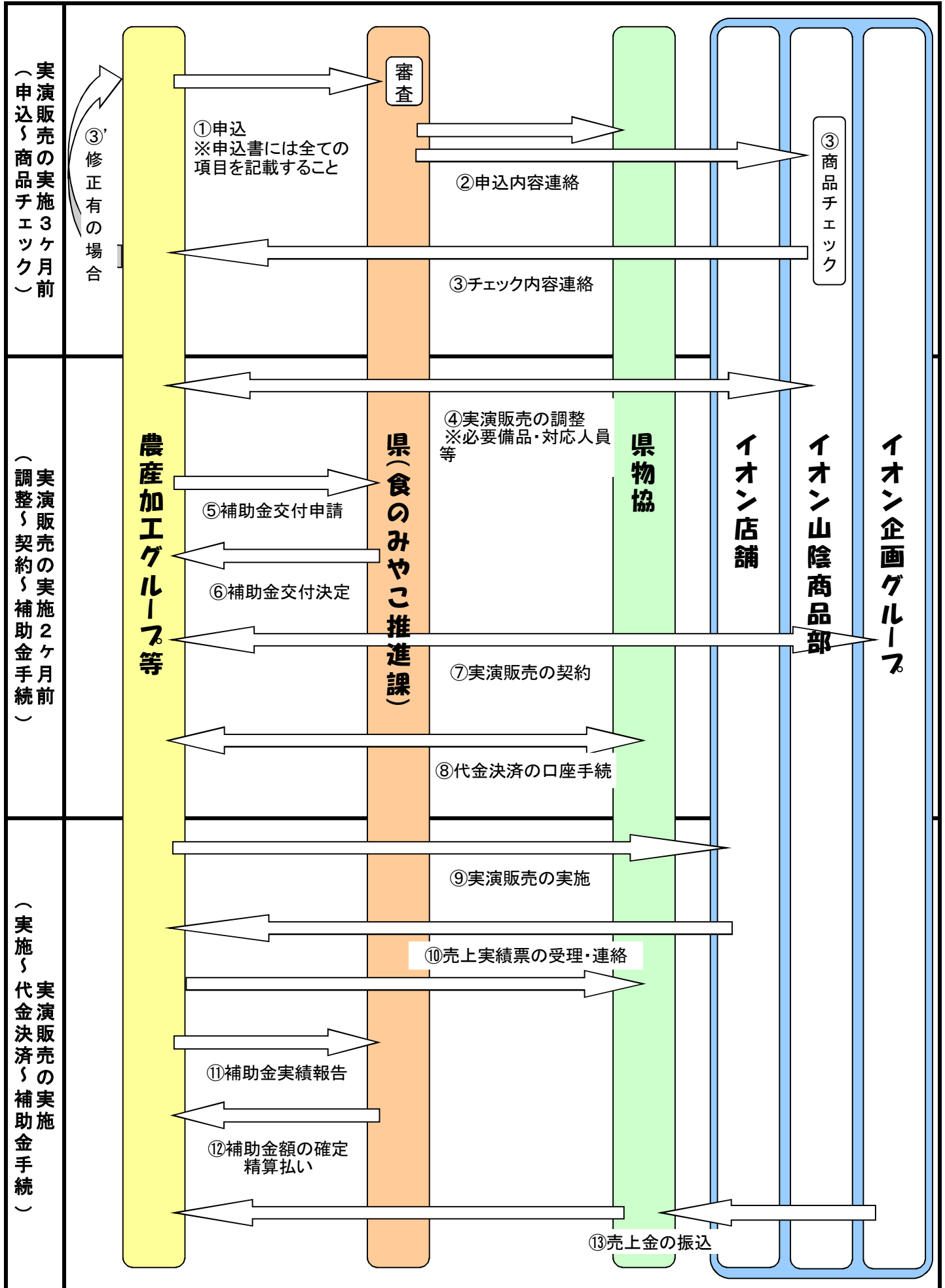
電話 : 0857-26-7836

ファクシミリ : 0857-21-0609

電子メール : syokunomiyako@pref. tohri. jp



打って出る販売チャレンジ支援事業の流れ



しっかり守る農林基盤交付金

事業の目的

小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

対象者

市町村



支援の内容

市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。

- ① 農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業
- ② 林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業
- ③ 放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業

補助金額・補助率

【補助率】全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②の場合は、市町村事業費の1/2以内。

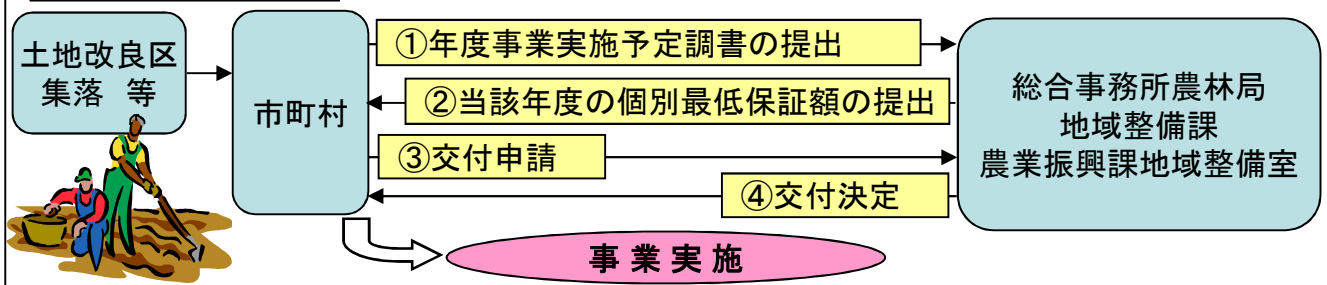
- ① 市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合
- ② 市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合

主な要件

対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。

- ① 当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
- ② 当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
- ③ 受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)
- ④ 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7326
	東部総合事務所農林局地域整備課	0857-20-3570
	八頭総合事務所農林局農業振興課地域整備室	0858-72-3820
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668
	日野総合事務所農林局農業振興課地域整備室	0859-72-2010

農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金

事業の目的

生産性の向上を図るために生産基盤整備を行う農業者への資金の融資及び農家負担の軽減。

対象者

- ①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者
- ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体)
- ③農業振興法人



支援の内容

●農業基盤整備資金

農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。

●担い手育成農地集積資金

農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。

貸付金利

非補助土地改良事業…国の補助の対象とならない土地改良事業で

(株)日本政策金融公庫からの借入金により行うもの

●農業基盤整備資金

・県営補助残 1.55%

・団体営補助残 1.40%

・非補助土地改良事業 1.40%

・非補助土地改良事業利子軽減 1.40%

・災害復旧 0.6~1.4%

●担い手育成農地集積資金 無利子

(平成24年4月18日現在)

主な要件

≪償還期限≫25年以内(うち据置期間10年以内)

≪貸付限度額≫

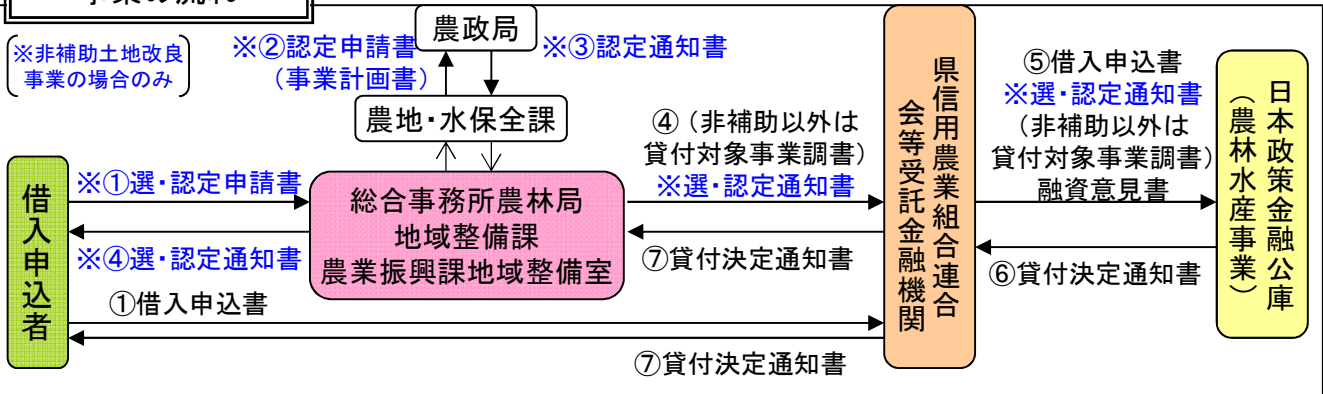
●農業基盤整備資金:各年度貸付対象者が当該年度に負担する額(ただし、融資1件あたりの最低額は50万円)

●担い手育成農地集積資金:次のいずれか低い額

①当該年度の貸付対象事業費の10%

②当該年度に負担する額の5/6

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
農 産 林 産	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7321
	東部総合事務所農林局地域整備課	0857-20-3574
	八頭総合事務所農林局農業振興課地域整備室	0858-72-3821
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3168
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9662
	日野総合事務所農林局農業振興課地域整備室	0859-72-2008

土地改良施設維持管理適正化事業

事業の目的

団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚水機、排水機、樋水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数の確保。

対象者



土地改良区、土地改良区連合、市町等の土地改良施設管理団体

支援の内容

相互扶助による事業です。整備補修を希望する事業主体が「適正化事業」に加入し、定められた期間に必要な経費を積立、その期間内の定められた年度に整備を行います。

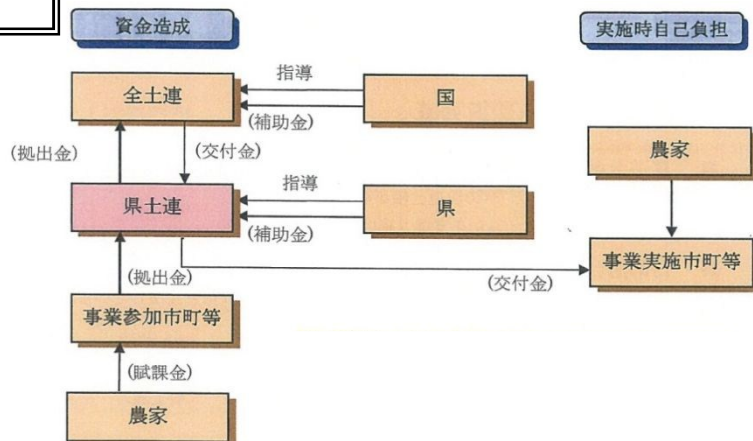
補助金額・補助率

- 補助率:国30% 県30%
事業主体40%(うち30%は5年間で積立、10%は事業実施年度に拠出)

主な要件

適正化事業を実施する施設について、地方連合会の診断・管理指導を受ける必要があります。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
東部総合事務所農林局農業振興課	0857-20-3570
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3821
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2009

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

事業の目的

地域住民が将来の農地や水路などを保全する体制整備構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

対象者

多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等



支援の内容

農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。

- ① 共同活動支援交付金を交付するのに要する経費。
- ② 向上活動支援交付金を交付するのに要する経費。

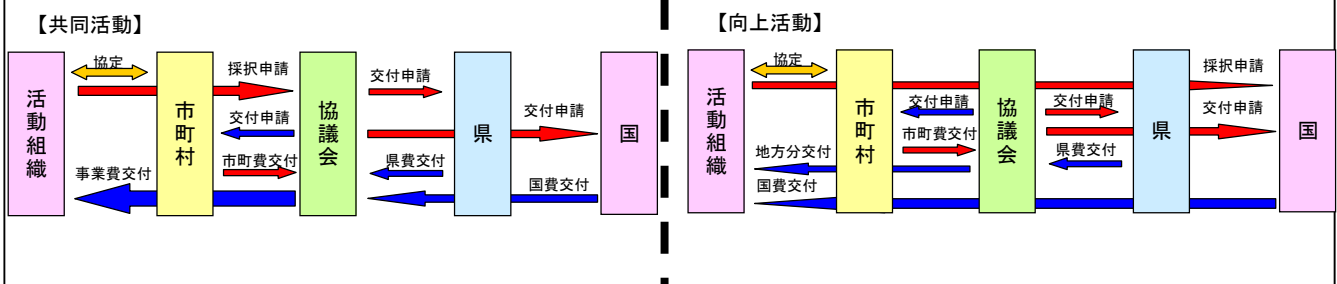
補助金額・補助率

- ① 共同活動支援交付金
【補助率】 交付金の1/4を負担する。(基本交付単価：水田3,300円/10a、畑2,100円/10a)
- ② 向上活動支援交付金
【補助率】 交付金の1/4を負担する。(基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a)

主な要件

- ① 共同活動支援交付金
農用地、水路、農道等の資源を対象とする基礎的な保全活動を必須で実施し、集落で話し合いながら生物多様性保全、景観形成などの項目を選択して農村環境保全に係る活動を実施すること。
- ② 向上活動支援交付金
水路、農道などの施設の老朽化部分の補修や、機能維持を目的とした更新等の活動の他、水質、土壌、生物的多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動であること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所属	電話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
東部総合事務所農林局地域整備課	0857-20-3570
八頭総合事務所農林局農業振興課	0858-72-3821
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668
日野総合事務所農林局農業振興課	0859-72-2009

とっとり井手・ため池保全活動推進交付金

事業の目的

農業用水路や、ため池などの農業生産基盤を共同活動により保全する取組みを通じて、営農の継続や特産品づくりなどの地域活性化につながる活動を支援する。

対象者

集落、地域協議会、実行委員会、土地改良区等



支援の内容

集落等と支援員やボランティアとの協働による、地域活性化活動に要する経費を支援する。

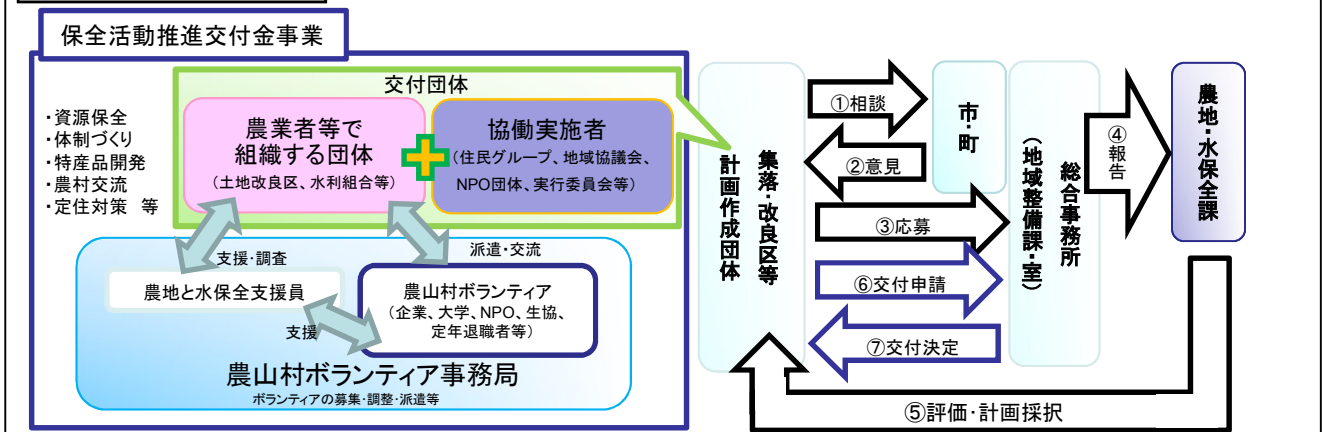
補助金額・補助率

【補助率】 10/10を補助する。(上限 300千円/地区) 10地区程度を予定。
ただし、直接活動に関わる人件費は補助対象外。

主な要件

- ① 農業生産基盤の保全に寄与することが見込まれる活動であること。
- ② 実現可能な計画で活動の継続がみこまれるものであること。
- ③ 非農業者等を含めた多様な主体による活動であること。

事業の流れ



所 属	電 話	所 属	電 話
農林水産部 農地・水保全課	0857-26-7334	中部総合事務所 農林局 地域整備課	0857-23-3170
東部総合事務所 農林局 地域整備課	0857-20-3570	西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9668
八頭総合事務所 農林局 農業振興課	0858-72-3821	日野総合事務所 農林局 農業振興課	0859-72-2009

農業農村自然エネルギー利活用支援事業

事業の目的

再生可能エネルギーの導入により、農村集落内等でのエネルギーの地産地消や地域活性化、農家所得の増加につながる取組を支援する。

対象者

農業協同組合、土地改良区、農村集落等



支援の内容

太陽光、マイクロ水力発電施設導入の取組に必要な経費を支援する。

- ①太陽光発電施設の導入に要する経費
- ②マイクロ水力発電施設、導水施設の整備に要する経費

補助金額・補助率

①太陽光発電施設導入補助

【補助率】 事業費の10%を補助する。(上限 7,000千円)

条件：原則、市町村の負担額と同額を支援。ただし、農協等の市町村を跨ぐ広域団体の場合は県単独で10%を支援。

②マイクロ水力発電施設導入補助

【補助率】 事業費の1/2を補助する。(上限 2,000千円)

条件：鳥取県産業技術センターが開発した発電装置に限る。

主な要件

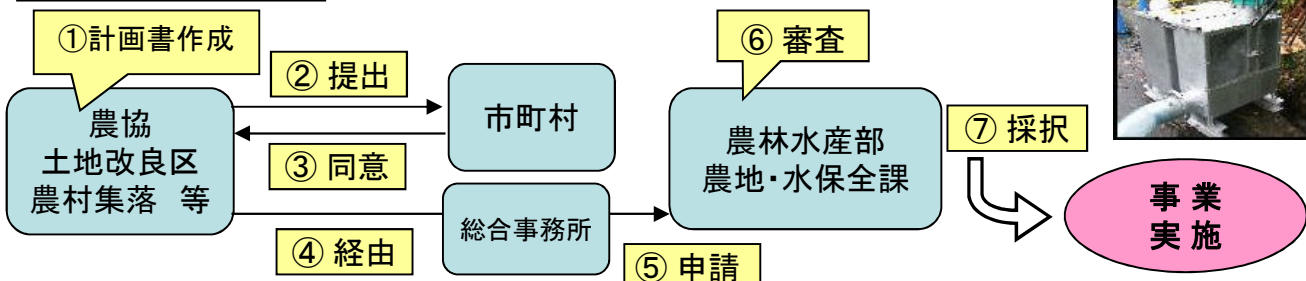
①太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組であること。

②マイクロ水力発電施設導入補助

身近な農業用水や溪流等を利用したマイクロ水力発電を行うことで、農業の6次産業化や地域活性化につながる活動であること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334

みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業

事業の目的

中山間地域において生活する人々が、安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくり、また地域が活性化するための取組に対して支援する。

対象者

市町村、市町村が認める広域的運営組織、集落、商工団体、NPO、個人事業者、企業、組合等

支援の内容

買い物支援(仕組みづくり、移動販売車等導入、移動販売車運営費助成)、社会貢献型コミュニティビジネス支援、広域的地域運営組織づくり支援(課題検討経費)、地域活性化支援(交流施設等整備)、地域資源型コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、小規模高齢化集落特別応援などの取組に必要な経費を支援する。

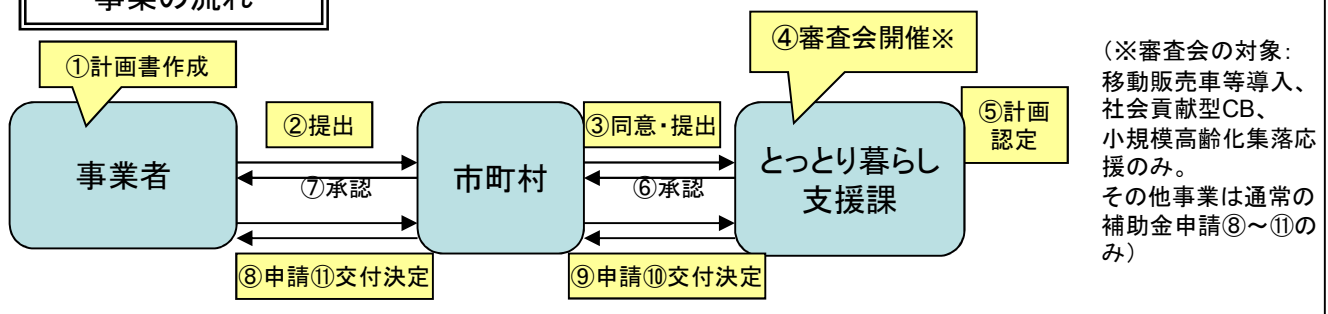
補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2～1/3又は定額を補助する。(市町村任意又は1/6)
 【補助上限額】 ソフト1,000千円 ハード3,000千円(広域組織づくり1,000千円、買い物支援500千円～5,000千円、社会貢献型CB1,500千円、小規模高齢化300千円)

主な要件

- ① 条例・規則で定める中山間地域で実施される取組であること(買い物支援、社会貢献型CBを除く)
- ② 広域的地域運営組織づくり支援の対象は、集落を越えた広域的な地域単位の運営組織であること
- ③ 地域活性化支援の対象は、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組であること
- ④ 地域資源活用型コミュニティビジネス支援の対象は、地域資源を活用した取組であること

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
中山間地域振興	企画部地域づくり支援局とっとり暮らし支援課	0857-26-7129
	東部総合事務所県民局県民課	0857-20-3655
	八頭総合事務所県民局企画県民課	0858-72-3880
	中部総合事務所県民局企画総務課	0858-23-3298
	西部総合事務所県民局企画県民課	0859-31-9632
	日野総合事務所県民局商工観光課	0859-72-2081